

平成 21 年度警察庁委託調査研究報告書

常 習 飲 酒 運 転 者 に 講 ず べ き
安 全 対 策 に 関 す る 調 査 研 究
(Ⅱ)

報 告 書

平成 22 年 3 月

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 調査研究委員会の設置 | 2 |
| 第1節 設置目的..... | 2 |
| 第2節 委員..... | 2 |
| 第3節 開催状況..... | 3 |
| 1 第1回委員会（平成21年8月21日） | 3 |
| 2 第2回委員会（平成21年12月25日） | 3 |
| 3 第3回委員会（平成22年3月4日） | 3 |
| 第2章 新しい取消処分者講習の試行実施 | 4 |
| 第1節 目的..... | 4 |
| 第2節 試行実施の期間・場所..... | 4 |
| 第3節 受講者・講師..... | 5 |
| 1 受講者..... | 5 |
| 2 講師..... | 5 |
| 第4節 カリキュラム..... | 6 |
| 第5節 呼気検査..... | 9 |
| 1 目的..... | 9 |
| 2 方法..... | 9 |
| 3 結果..... | 10 |
| 第6節 AUDIT（アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト） ... | 11 |
| 1 目的..... | 11 |
| 2 方法..... | 11 |
| 3 結果..... | 12 |
| 第7節 ブリーフ・インターベンション..... | 13 |
| 1 目的..... | 13 |
| 2 方法..... | 13 |
| 3 ワークブック | 14 |
| 4 進行状況（講師が行った説明の要旨） | 15 |
| (1) 事前説明・準備 | 15 |
| (2) ステップ1 | 16 |
| (3) ステップ2 | 16 |
| (4) ステップ3 | 17 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (5) ステップ4 | 17 |
| (6) ステップ5 | 17 |
| (7) ステップ6 | 18 |
| (8) ステップ7 | 18 |
| (9) まとめ | 18 |
| 5 結果 | 19 |
| (1) ワークブックの記載内容 | 19 |
| (2) 目標達成状況 | 22 |
| (3) 実施時間 | 23 |
| 第8節 AUDITの結果に基づく指導 | 24 |
| 1 目的 | 24 |
| 2 方法 | 24 |
| 3 結果 | 24 |
| 第9節 ディスカッション | 25 |
| 1 目的 | 25 |
| 2 方法 | 25 |
| 3 結果 | 26 |
| 第10節 試行実施した講習に関するアンケート | 28 |
| 1 目的 | 28 |
| 2 方法 | 28 |
| 3 結果 | 28 |
| (1) 受講者に対するアンケート | 28 |
| (2) 講師に対するアンケート | 33 |
| 第3章 効果測定 | 40 |
| 第1節 目的 | 40 |
| 第2節 方法 | 40 |
| 第3節 結果 | 40 |
| 1 試行実施した新しい取消処分者講習の受講者に対する効果測定 | 40 |
| 2 現行の取消処分者講習の受講者に対する効果測定 | 42 |
| 第4節 比較検討 | 47 |
| 第4章 本調査研究のまとめ | 48 |
| 第1節 試行実施結果のまとめ | 48 |
| 1 試行実施した講習に対する積極意見 | 48 |
| (1) 受講者の意見 | 48 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (2) 講師の意見 | 48 |
| 2 試行実施した講習に対する消極意見 | 49 |
| (1) 受講者の意見 | 49 |
| (2) 講師の意見 | 49 |
| (3) 現行の受講者の意見 | 49 |
| 3 試行実施結果の分析 | 50 |
| 第2節 本調査研究委員会による提言 | 54 |
| 1 新しい取消処分者講習の在り方 | 54 |
| 2 今後の課題 | 57 |
| (1) 飲酒運転の常習性(再犯性)に鑑みた講習パターンの決定 | 57 |
| (2) 講習実施態勢の強化 | 58 |
| (3) アルコール依存症の疑いがある者に対する措置 | 58 |

巻末資料

| | |
|-------------------------------|----|
| AUDIT検査用紙 | 59 |
| ワークブック「考えてみよう 飲酒と健康・運転」 | 61 |
| アンケート用紙 | |
| ① 試行実施した講習に関するアンケート | |
| 1 受講者に対するアンケート | 81 |
| 2 講師に対するアンケート | 87 |
| ② 効果測定 | |
| 1 試行実施した講習に関するアンケート | 93 |
| 2 現行の取消処分者講習に関するアンケート | 97 |

はじめに

本調査研究は、20年度及び21年度の2か年で実施しているものであり、昨年度は、飲酒運転の再犯理由やアルコール依存の程度といった飲酒運転再犯者の実態を把握するために、停止処分者講習及び取消処分者講習の受講者に対して、アンケート、面接、医師による診断等の実態調査を実施した。

実態調査の結果、飲酒運転再犯者には、飲酒運転の常習性、飲酒運転に対する規範意識の欠如、問題飲酒行動等といった傾向がみられたことから、運転免許を再取得した際に、再び飲酒運転を繰り返さないよう、取消処分者講習を充実させることが重要であるとの結論に至った。

具体的には、飲酒運転違反者の飲酒運転に対する規範意識の改善を図るとともに、アルコール依存状態を自覚させ、飲酒行動の改善を促すため、長期間に複数回の講習を継続的に実施することが考えられた。

そこで、21年度の調査研究において、呼気検査、飲酒運転をテーマとしたディスカッション、アルコール使用障害に関するスクリーニングテストを導入した教育を長期間・複数回にわたって継続的に行う新しい取消処分者講習を試行実施して、その効果を測定すべきであるとの提言を行った（20年度調査研究報告書54～57ページ）。

この提言を踏まえ、今年度の調査研究においては、

- ・呼気検査
- ・アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト（AUDIT）の実施
- ・飲酒行動の改善を内容としたワークブックを用いた指導の実施
（ブリーフ・インターベンション）
- ・飲酒運転をテーマとしたディスカッションの実施

を主な内容とした教育を概ね6週間で4回にわたって行う新しい取消処分者講習を試行実施することとした。

そして、この結果を踏まえ、飲酒運転を理由として取消処分を受けた者に対して実施する新しい取消処分者講習の在り方について提言を行った。

第1章 調査研究委員会の設置

第1節 設置目的

調査研究に当たり、調査方法及び調査内容の検討、調査結果の分析、分析結果を踏まえた提言内容の検討を行うため、調査研究委員会を設置した。

第2節 委員

調査研究委員会は委員長以下12名で構成され、運転者教育や犯罪心理の専門家、アルコール依存症の専門医、自動車教習所関係者等から適任者を委員として選任した。

【調査研究委員会】

| | | |
|-----|-------|--|
| 委員長 | 石田 敏郎 | 早稲田大学人間科学学術院 人間情報科学科教授 |
| 委員 | 太田 博雄 | 東北工業大学ライフデザイン学部 安全安心生活デザイン学科教授 |
| | 樋口 進 | 独立行政法人国立病院機構 久里浜アルコール症センター副院長 |
| | 妹尾 栄一 | 財団法人東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所 嗜癖行動研究チーム |
| | 鈴木 直樹 | 社団法人全日本指定自動車教習所連合会 安全教育課長 |
| | 羽柴 和明 | 尾久自動車学校副管理者 講習部長 |
| | 荻原 豊 | 京急上大岡自動車学校指導検定課長 |
| | 西田 泰 | 科学警察研究所交通科学部付主任研究官 |
| | 宮上 正信 | 警視庁運転免許本部 運転者教育課講習第一係長 |
| | 長澤 進市 | 神奈川県警察本部運転免許本部 試験課課長補佐 |
| | 樋口 誠 | 警察庁交通局運転免許課課長補佐 |
| | 中村 典義 | 警察庁交通局運転免許課課長補佐 |

第3節 開催状況

1 第1回委員会（平成21年8月21日）

作業スケジュール、施行実施する講習のカリキュラム、ブリーフ・インターベンションの内容、アンケートの内容等について検討した。

2 第2回委員会（平成21年12月25日）

試行実施した講習の結果をまとめるとともに、新しい取消処分者講習の在り方（カリキュラムの骨子）等について検討した。

3 第3回委員会（平成22年3月4日）

これまでの調査研究をとりまとめ、報告書案について検討を行い、これを決定した。

第2章 新しい取消処分者講習の試行実施

第1節 目的

平成20年度の調査研究において、飲酒運転の再犯者は、常習的に飲酒運転を行っている傾向がみられたため、取消処分者講習の改善の方向性として、長期間にわたる複数回の講習を実施して、飲酒運転に対する規範意識を改善することが、再犯を防ぐための一つの方策と考えられた(平成20年度調査研究報告書54ページ参照)。そこで、本年度の調査研究においては、長期間・複数回にわたる新しい取消処分者講習を試行実施した。

第2節 試行実施の期間・場所

新しい取消処分者講習の試行実施は、4都県警察及び1指定講習機関で実施した。実施日の選定に当たっては、カリフォルニア州で実施されるDUIプログラムの例や、それぞれの実施場所における講習実施態勢、アルコール依存症の専門医の意見等を踏まえ、講習の実施期間が概ね6週間に4回(概ね2週間に1回)になるように講習日を設定した。

講習の実施場所は、当初、警視庁及び神奈川県警察における実施を予定していたが、受講者を募集した結果、受講希望者が10人(目標数20人)であったことから、千葉県警察、埼玉県警察及び東京都内の指定講習機関において追加的に実施した。

それぞれの実施場所における実施期間及び受講者数は次のとおり。

・警視庁府中運転免許試験場(受講者:4名)

| | | |
|-----|--------|-----|
| 第1日 | 9月14日 | (月) |
| 第2日 | 9月28日 | (月) |
| 第3日 | 10月5日 | (月) |
| 第4日 | 10月19日 | (月) |

・神奈川県警察二俣川運転免許試験場(受講者:6名)

| | | |
|-----|--------|-----|
| 第1日 | 9月4日 | (金) |
| 第2日 | 9月18日 | (金) |
| 第3日 | 10月9日 | (金) |
| 第4日 | 10月23日 | (金) |

・千葉県警察千葉運転免許試験場（受講者：4名）

第1日 10月 7日（水）

第2日 10月21日（水）

第3日 10月28日（水）

第4日 11月11日（水）

・埼玉県警察鴻巣運転免許試験場（受講者：4名）

第1日 10月16日（金）

第2日 10月30日（金）

第3日 11月13日（金）

第4日 11月27日（金）

・尾久自動車学校（東京都内の指定講習機関、受講者：2名）

第1日 10月 6日（火）

第2日 10月15日（木）

第3日 10月29日（木）

第4日 11月13日（金）

第3節 受講者・講師

1 受講者

酒気帯び運転又は酒酔い運転を理由に取消処分を受けた者（ただし、直近の違反が酒気帯び運転又は酒酔い運転であった者に限らず、取消処分原因となった違反の中にこれらの違反があった者を含む。）のうち、今回試行実施した新しい取消処分者講習の受講に協力を得られた20名。

2 講師

現に取消処分者講習において指導を行っている警察職員又は自動車学校職員。講習項目によって担当する講師が異なる場合があり、今回試行実施した講習の講習項目の一部のみ担当した者を全て含めると、13人の講師が今回の試行実施に携わった。

第4節 カリキュラム

昨年度の調査研究結果を踏まえ、第1回委員会において承認されたカリキュラムに基づき講習を実施した。

現行の取消処分者講習のカリキュラムからの主な変更点は次のとおり。

- ・呼気検査の実施
- ・アルコール・スクリーニングテスト（AUDIT）の実施
- ・ブリーフ・インターベンションの実施
- ・飲酒運転をテーマとしたディスカッションの実施

<試行実施する講習の講習科目及び時間割等に関する細目>

| 日 | 講習科目 | 講習細目 | 留意事項 | 時間 | 形式 | 担当者 | 資器材の装備 | 備考 |
|-----|---|--|--|------|-------------------|--------------------|--------------------|--|
| 第1日 | 呼気検査 運転適性検査 | 開講 呼気検査 運転適性検査 | 講習の目的とその日程について簡単に説明し、ただちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。 | 70分 | 全員 | 1人 | 呼気検査機器 運転適性検査用紙 | 受講者全員に対し補助者1人。 1グループ3人又は4人、補助者は運転適性検査を補助する。 |
| | 導入 | (1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介 | 明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 | 40分 | グループ (3人又は4人)別 | 受講者3人又は4人につき、担当者1人 | | 担当者は、同じグループを引き続き担当する。補助者1人。補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。 |
| | アルコール・スクリーニングテスト | アルコール・スクリーニングテスト（AUDIT）を行わせる。 | アルコール・スクリーニングテスト（AUDIT）を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。 | 10分 | 全員 | 1人 | AUDIT検査用紙 | |
| | ブリーフ・インターベンション① | ワークブックを記載させる。 | ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させること。 | 60分 | 個別的指導 | 受講者3人又は4人につき、担当者1人 | ワークブック | |
| 第2日 | 呼気検査 | 呼気検査 | 呼気検査を実施する。 | 10分 | 全員 | 1人 | 呼気検査機器 | |
| | 適性診断結果による指導・助言 アルコール・スクリーニングテストの結果に基づく指導 | 運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。アルコール・スクリーニングテストの結果に基づく指導を行う。 | 自らの運転の仕方を見直す必要のあることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。最後に、安全運転実行のためのコツを助言する。自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 | 110分 | 個別的指導 | | | |
| | 危険予知運転の解説 | 運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。 | 運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。 | 60分 | 全員 | 1人 | ビデオ及びスライド使用 | 補助者1人 |
| 第3日 | 呼気検査 | 呼気検査 | 呼気検査を実施する。 | 10分 | 全員 | 1人 | 呼気検査機器 | |
| | 運転技能の診断 | (1) 診断のねらいと心構え (2) 路上又は場内での技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明 | 運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。 | 60分 | グループ (3人又は4人)別 | 受講者3人又は4人につき、担当者1人 | 自動車 | 受講者全員に対し補助者1人 |

| 日 | 講習科目 | 講習細目 | 留意事項 | 時間 | 形式 | 担当者 | 資器材の装備 | 備考 |
|-----|-----------------|--|--|-----|---------------------------|------------------------------------|---------|-------|
| | ディスカッション | 飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。 | 自らの飲酒運転経験を発表させ飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。 | 50分 | 個別的指導 | 受講者 3人又は 4人につき、 担当者1人 | ワークブック | 補助者1人 |
| | 性格と運転の概説 | スライド等により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。 | 自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。 | 60分 | 全員 | 1人 | スライド等使用 | 補助者1人 |
| 第4日 | 呼気検査 | 呼気検査 | 呼気検査を実施する。 | 10分 | 全員 | 1人 | 呼気検査機器 | |
| | ブリーフ・インターベンション② | 日記の記載内容の確認及び目標達成程度の確認 | ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。 | 50分 | 個別的指導 | 1人 | ワークブック | |
| | 路上又は場内での技能診断 | 技能診断と同じ3人のメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること | 車の動きが前回と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。 場合によっては、同じコースをもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ前回の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。 | 60分 | グループ (3人 又は4 人)別 | 受講者 3人又は 4人につ き、担 当者1人 | | |
| | 安全運転実行のための指導・助言 | (1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 | 適性・技能診断書を見せながら指導する。自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 | 60分 | 個別的指導 | | | |
| | 講習から得られるものは何か | 何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。 | 質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。 | 60分 | 全員 | 1人 | | 補助者1人 |

※第4日目の講習終了後、試行実施に関するアンケート調査を実施する。

現行の取消処分者講習のカリキュラムは次のとおり。

(参考) <現行の取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目>

| 日 | 講習科目 | 講習細目 | 留意事項 | 時間 | 形式 | 担当者 | 資器材の装備 | 備考 |
|-----|-----------------|--|--|------|-----------|--------------------|-------------|--|
| 第1日 | 運転適性検査 | 開講 運転適性検査 | 講習の目的とその日程について簡単に説明し、ただちに、運転適性検査を実施する。 自分の力を出し切るよう指導する。 | 60分 | 全員 | 1人 | 運転適性検査用紙 | 受講者9人以内受講者全員に対し補助者1人。 1グループ3人。補助者は、運転適性検査を補助する。 |
| | 導入 | (1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介 | 明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 | 60分 | グループ(3人)別 | 受講者3人につき、 担当者1人 | | 担当者は、同じグループを引き続き担当する。補助者1人。補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。 |
| | 性格と運転の概説 | スライド等により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。 | 自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。 | 60分 | 全員 | 1人 | スライド等使用 | 補助者1人 |
| | 適性診断結果による指導・助言 | 運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。 | 自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。 | 120分 | 個別的指導 | | | |
| | 運転技能の診断 | (1) 診断のねらいと心構え (2) 路上又は場内での技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明 | 運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。 | 120分 | グループ(3人)別 | 受講者3人につき、 担当者1人 | 自動車 | 受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者 …路上 仮免のない者 …場内受講者全員 に対し補助者1人 |
| 第2日 | 危険予知運転の解説 | 運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。 | 運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。 | 60分 | 全員 | 1人 | ビデオ及びスライド使用 | 補助者1人 |
| | 路上又は場内での技能診断 | 技能診断と同じ3人のメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること | 車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。 | 150分 | グループ(3人)別 | 受講者3人につき、 担当者1人 | | 受講者全員に対し補助者1人 |
| | 安全運転実行のための指導・助言 | (1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 | 適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 | 90分 | 個別的指導 | | | |

第5節 呼気検査

1 目的

昨年度の調査研究の結果、飲酒運転再犯者はアルコール依存症の疑いがある者や問題飲酒行動を行っている者等の割合が高いため、受講の機会をとらえて、受講者に断酒する機会を付与することが重要である。また、アルコール依存症に罹患している者等に対しては、その者のアルコール依存の程度を確認することができる（平成20年度調査研究報告書55ページ参照）。そこで、各回の講習の冒頭に呼気検査を実施することとした。

2 方法

呼気検査は、㈱中央自動車工業社製のアルコールチェッカー「ソシアック」を使用して行った。飲酒運転の取締りには、検知精度の高い検知機材が用いられるが、検査の目的が断酒機会の付与等であり飲酒運転の取締りではないことから、検知時間や検知機材の操作の簡便性を考慮して、市販のアルコールチェッカーを使用することとした。



<簡易型アルコールチェッカー>



<呼気検査の実施状況>

3 結果

呼気検査の結果、受講者全員が、各回の講習全てにおいて、アルコールが検知されなかった。呼気検査に費やした時間は、一人当たり約 20 秒程度であった（カリキュラム上：受講者全員で 10 分）ため、今回の試行実施で最も受講者の多かった神奈川県警察実施分においても、検査時間は十分であった。

第6節 AUDIT（アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト）

1 目的

昨年度の調査研究の結果、飲酒運転再犯者はアルコール依存症の疑いがある者や問題飲酒行動を行っている者が多く、飲酒運転の再犯理由の一つに飲酒行動に問題があることが考えられた（平成20年度調査研究報告書55ページ参照）。このため、アルコール使用障害に関するスクリーニングテストを実施し、その結果に基づき指導を行うことで、受講者にアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の是正を図ることができる。

2 方法

アルコール使用障害に関するスクリーニングテストには、AUDIT※1やKAST※2等があるが、本試行実施では、WHOが開発したもので世界的にも使用頻度が高いと言われており、我が国の医療現場においても実際に使用されているAUDITを使用することとした。

※1 AUDIT：

世界保健機関がスポンサーになり、数カ国の研究者によって作成された「アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト」のことをいう。世界的には8点以上で「危険な飲酒」、13点以上で「アルコール依存症の疑い」とされているが、我が国においては15点以上で「アルコール依存症の疑い」と判定することが妥当であるとの見解があり、今回の判別点は15点以上を採用した。

AUDITの検査用紙（巻末資料参照）は、英文で書かれているものがオリジナルであるが、和訳された検査用紙は、現在、（株）千葉テストセンターが発行・販売している。

※2 KAST：

KASTは「久里浜式アルコール症スクリーニングテスト」の別称であり、独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センターによって開発されたアルコール依存症のスクリーニングテストのことである。合計が2点以上で「アルコール依存症の疑い」と判定される。平成19年度厚生労働科学研究「アルコール依存症患者の地域ケアに関する研究」において、男性用、女性用といった性別に応じたテストに改良され、アルコール依存症の知識に関する普及・啓発用リーフレット「あ

あなたの飲み方は大丈夫ですか？あなたとあなたの家族を守るために」
において、新久里浜式アルコール症スクリーニングテストとして紹介
されている。

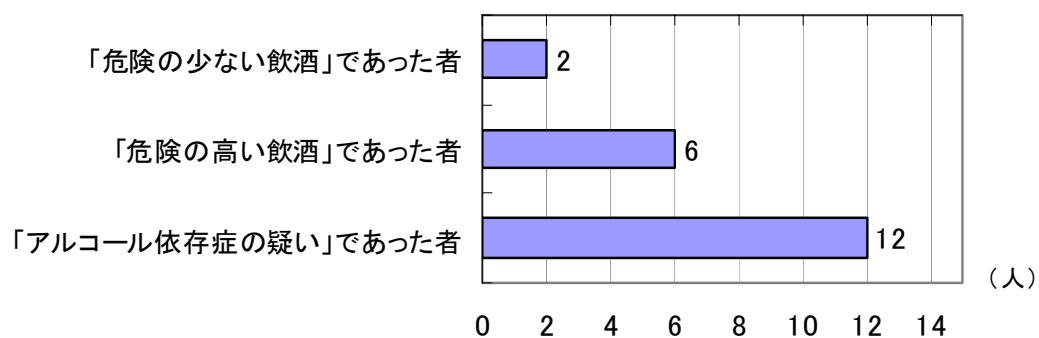


<アルコール・スクリーニングテスト実施状況>

3 結果

受講者 20 人の AUDIT の結果は、「アルコール依存症の疑い」と判定
された者が 12 人、「危険の高い飲酒」と判定された者が 6 人、「危険の
少ない飲酒」と判定された者が 2 人であった。

AUDIT に費やした時間は、採点時間を含め 10 分程度であった（カリ
キュラム上：受講者全員で 10 分）。



<AUDIT 実施結果>

第7節 ブリーフ・インターベンション

1 目的

現行の取消処分者講習は2日連続で13時間の講習を実施しているが、昨年度の調査研究の結果、飲酒運転違反者の規範意識を改善するために、長期間・継続的な講習を実施することは、飲酒運転の再犯を防ぐ手法の一つであると考えられた（平成20年度調査研究報告書55ページ参照）。

そこで、自分の普段の飲酒行動を自覚させ、飲酒運転に陥りやすい状況やその対処法等を受講者自身に考えさせる機会を付与することで、飲酒運転に対する規範意識の向上を図るとともに、問題飲酒行動の改善状況を経過観察し、飲酒行動の改善のための指導を行うことを目的とした長期間・継続的な講習を実施することとした。

2 方法

警視庁及び神奈川県警察の講習担当者の意見を踏まえ、警察庁と久里浜アルコール症センターが本調査研究のために協同で作成したワークブック『考えてみよう 飲酒と健康・運転』（巻末資料参照）を使用して実施した。

具体的には、全4回の講習のうち第1日目の講習でワークブックの記載方法の説明を行った後、自己の普段の飲酒量や飲酒運転を行いやすい状況、対処法等を記載させ、飲酒に関する目標を設定させた（ブリーフ・インターベンション①）。

次に、第1日目の講習から第4日目の講習までの間、自己の飲酒状況について日記を作成させ、第4日目の講習で、記録された飲酒状況を踏まえ、目標を達成できなかった理由や今後の飲酒行動の改善方法等についてフィードバックを行った（ブリーフ・インターベンション②）。

ワークブックへの記入の際、すぐに記入できる者と記入できない者が混在していたため、時間内に記入することができない者に対しては、未記入の部分を宿題として次回の講習までにできる限り記入させた。

ブリーフ・インターベンション①の実施時間内で、飲酒量に関する具体的な目標設定（ドリンク数等の目標設定）が困難であった者に対しては、第2日目までに具体的な目標を設定させる方法をとった。講習期間内における飲酒量の記載についてもできる限り具体的な量を記載させるようにした。



＜ブリーフ・インターベンション実施状況＞

【参考】ブリーフ・インターベンション

一般的には、「ブリーフ・インターベンション (Brief Intervention)」とは、人の特定の行動に変化をもたらすことを目的とした短時間のカウンセリングのことをいい、医療現場において飲酒行動や喫煙行動等の改善を行う際に、患者に自らの状況を気付かせるために用いられることが多い手法の一つである。

3 ワークブック

前述のとおり、試行実施に使用したワークブックは、警察庁及び久里浜アルコール症センターが協同で作成したものを使用した。

ワークブックは、内閣府の調査研究「常習飲酒運転者の飲酒行動抑止に関する調査研究」（平成20年度・21年度の2カ年で実施）において、調査研究協力者に対して試験的に実施した教育プログラムで使用したワークブック（久里浜アルコール症センターが作成）を、取消処分者講習の受講者に対して実施できるようにするため、より簡易なものに改良して作成した。

このワークブックは、主としてアルコール依存症ではないが、AUDITの結果、「危険な飲酒」と判定された者に対して、普段の飲酒量、飲酒運転を行いやすい状況、飲酒運転を回避するための方法等を自覚させ、飲酒行動のコントロールを行わせることを目的とするものであるが、アルコール依存症に罹患している疑いがある者に対しては、教育効果はほとんどないと言われているものである。

このため、アルコール依存症に罹患している疑いがある者に対する運転免許行政上の対応方針については、更に検討する必要がある（54ページ参照）。

ワークブックの構成は、次のとおり。

- ・ステップ 1 普段の飲酒量におけるアルコール量
「自分の飲酒量を確かめよう」
- ・ステップ 2 AUDIT の点数による判定
「自分の飲酒問題について考えよう」
- ・ステップ 3 普段の飲酒量におけるアルコール分解時間
「アルコールの分解について知ろう」
- ・ステップ 4 飲酒運転を行う理由と飲酒運転回避の方法
「飲酒運転について考えてみよう」
- ・ステップ 5 多量飲酒を行う危険な状況と対処法
「危険な状況のリストアップ」
- ・ステップ 6 危険な飲酒行動を行わないための目標設定
「飲酒と運転の具体的目標を立てよう」
- ・ステップ 7 飲酒の状況に関する日記
「私の健康・生活日記」

4 進行状況（講師が行った説明の要旨）

(1) 事前説明・準備

このワークブックは、飲酒運転により行政処分を受け取消処分者講習を受ける方に対して、アルコールに関する基本的な知識を付与するとともに、飲酒運転に陥りやすい状況やその対処法等を受講者自身に考えさせる機会を付与するために作成された教材です。

また、日々の飲酒量の状況を日記帳に記録することを通じて、飲酒量の状況やアルコール依存の有無について、自ら把握することができます。

まずは、表紙に氏名を記入してください。

(2) ステップ1

お酒に含まれるアルコール量は、お酒の種類によって異なりますが、アルコールの共通の単位である「ドリンク」を用いることにより、様々なお酒を飲んでも、どれくらいのアルコール量であるのか把握することができます。

まずは、例題を行ってみましょう。

(各受講者に例題を実施させる。)

いかがでしたか。アルコールの量は、飲んだお酒の量やアルコール濃度により計算することができます。「アルコール比重」とは、アルコールが水よりも軽いことから、アルコールの重量を計算する際は、「アルコール比重」の0.8をかけることとなります。

それでは、みなさんが普段飲んでいるお酒の量が、何ドリンクになるのか計算してみましょう。

(3) ステップ2

ステップ2では、先ほど実施したアルコール使用障害に関するスクリーニングテスト (AUDIT) の結果を記入してもらいます。

黄色い枠の中に点数を記入してください。

点数が、0点から7点の人は、「危険の少ない飲酒」

8点から14点の人は「危険の高い飲酒」

15点以上の人は「アルコール依存症の疑い」

と判定されます。

いかがでしたか。

次に、アルコール依存症について簡単に勉強していきましょう。

アルコール依存症の症状は様々なものがありますが、「症状」の枠の中に示されているものが、その一例です。

先ほどのアルコール使用障害に関するスクリーニングテストで15点以上であった方は、このような症状があるかどうか確認してみましょう。このような症状がある方は、一度、アルコール依存症の専門病院でみてもらうことをお勧めします。

(4) ステップ3

ステップ3では、ステップ1で計算してもらった普段の飲酒量におけるドリンク数から、アルコールが分解されるまでの時間を計算してみましょう。

アルコールの分解速度は、性別、年齢、体質、体格等によって個人差がありますが、1時間に平均0.5ドリンク程度分解されると言われています。

そこで、先ほど計算した普段の飲酒量のドリンクをみてください。

そのドリンク数からアルコール分解にかかる時間を計算してみましょう。

いかがでしたか。

アルコールが体外に排出されるためには、アルコールの分解を待たねばならず、汗や尿で排出されるアルコールの量はわずかです。アルコールの分解には、意外と時間がかかることが分かったと思います。

(5) ステップ4

ステップ4では、飲酒運転をする理由や飲酒運転を回避するための対処法について考えていきましょう。まずは、飲酒運転をする理由を、黄色い枠の中に思いつくだけ記載してください。

次に、飲酒運転を回避するための方法について、当てはまる事項にチェックをつけてください。他の回避方法があれば、黄色い枠の中に記載してください。

(6) ステップ5

ステップ5では、多量飲酒を行いやすい危険な状況や対処法について考えていきましょう。

まずは、多量飲酒を行いやすい状況を「危険な状況リスト」から4つ選んでみましょう。リストに掲載されていない状況がありましたら、右下の自由記載欄に書いてください。

次に、先ほど選んだ「危険な状況」のそれぞれに対する対処法について、黄色い枠の中に記載してください。

(7) ステップ6

ステップ6では、飲酒と運転について、それぞれ目標を立ててもらいます。これは、講習実施中の飲酒量の変化について自覚してもらうとともに、講習実施後に、再び飲酒運転を行わないために明確な目標をもってもらうために行うものです。

「飲酒に関する目標」と「運転に関する目標」をそれぞれ書いてみましょう。

特に「飲酒に関する目標」については、「なるべく飲まないようにする」といった抽象的な目標ではなく、「1日に飲む量は350mlのビール1本までとする」などのように、具体的な飲酒量を記載した目標にしてください。また、アルコール使用障害に関するスクリーニングテストで15点以上であった方は、目標はなるべく「断酒する」としましょう。

次に、今書いた目標を、身近な方に対して宣言してもらいたいのですが、誰に宣言するのか、黄色い枠の中に書いてください。

(8) ステップ7

ステップ7では、これから講習終了までに皆さんに書いてもらう日記帳の書き方について説明します。

この日記帳を使って、皆さんの飲酒量や先ほど立てた目標の達成状況等を記録してもらいます。

飲んだお酒の量や飲んだときの状況については、具体的なお酒の種類、飲酒量を必ず記載してください。

目標の達成状況は、全くお酒を飲まなかったら◎、飲酒したが目標を達成できたときは○、目標を達成できなかったときは×を記載してください。

いろいろな種類のお酒を飲んでしまい、目標が達成できたかどうかはすぐには分からないときは、飲んだお酒をドリンク数に置き換えて計算するとよいでしょう。

(9) まとめ

日記は、必ず毎日、記録するようにしてください。

毎日の記録は大変ですが、頑張って記録するようにしてください。

ワークブックの中の黄色い枠の中で、未記入のところがありませんでしたら、宿題としますので、次回の講習までに必ず記載するようにしてください。

5 結果

(1) ワークブックの記載内容

ア 普段の飲酒量

普段の飲酒量として記載された主な例は、次のとおり。

- (例) 500ml 中ビンビール 3 本 (ドリンク数換算 : 6 ドリンク)
- (例) 酎ハイ 1L、焼酎 360ml (ドリンク数換算 : 13 ドリンク)
- (例) 焼酎 720ml (ドリンク数換算 : 14 ドリンク)

イ 飲酒運転をする理由・回避の方法

(ア) 飲酒運転をする理由として記載された主な例は、次のとおり。

- (例) つきあいを断れない。
- (例) 警察につかまらないと思っている。
- (例) 電車で帰るのは億劫である。
- (例) これくらいの量だったら大丈夫。少しくらいの距離なら問題無い。

(イ) 飲酒運転の回避の方法

受講者がチェックをつけた飲酒運転回避の方法は、次のとおり。(チェックの記載は、複数記載可)

- ① 少しの飲酒量なら飲酒運転しても大丈夫という認識をあらためる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 人
- ② お酒を飲んだら、お酒が完全に体から抜けるまで、時間を置く。・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 人
- ③ 翌日運転することがわかっている場合は、酒量を減らす。・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 人
- ④ お酒を飲みに行くときには、公共交通機関を使う。・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 人
- ⑤ たとえ慣れている場所や近い場所でも、飲酒して運転しない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 人
- ⑥ 飲酒運転で検挙されれば仕事や家族を失うかもしれないことを思い出す。・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 人
- ⑦ 飲酒運転による事故の被害者の痛みを思い出す。・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 人

①～⑦以外で、受講者が記載した飲酒運転回避の例は、次のとおり。

(例)

- ・お酒を飲んだら、タクシー、代行等を利用する。
- ・運転する前日は飲まない。
- ・交通違反は犯罪の中でも軽いと思う意識を変える。
- ・外で飲まない。
- ・飲んだら乗らない、飲むなら乗らない。
- ・数人で飲む際は必ず運転する人が出ないよう止めあう、助けあう。
- ・通勤に車は公共機関を利用する。
- ・車で来ていることを相手に伝える。

ウ 多量飲酒を行う危険な状況・対処法

危険な状況・対処法として記載された主な例

具体例①

【危険な状況】

居酒屋、スナック、カラオケに行った時

【対処法】

代行やタクシーで帰る。飲みに出る時は車を使わない。

具体例②

【危険な状況】

仲間や仕事の同僚との宴会

【対処法】

過去の失敗を思い出す。

ソフトドリンクにする。

エ 目標

(ア) 「飲酒に関する目標」として記載された主な例

- ・ 1日1本（350ml 缶ビール）
- ・ 1日3ドリンクまで
- ・ 断酒
- ・ 酒量を今の2/3に減らす

(イ) 「運転に関する目標」として記載された主な例

- ・ 運転する前の日に深酒をしない、お酒を飲まない
- ・ 少しでも残っていると思ったら運転しない。
- ・ タクシーの代行車等を利用する、バスのある時間に帰る
- ・ お酒を飲むときは車で出かけない
- ・ 車に乗っているときにはお酒の誘いがあっても断る

(2) 目標達成状況

講習期間は、5週間から6週間までの期間であり、必ずしも同じ日数ではなかったことから、目標達成状況はそれぞれの講習期間全体と、5週間における目標達成状況を示した。

講習期間全体における目標達成状況は、次のとおり。

| | |
|----------------|------|
| 全て達成 | : 5人 |
| 概ね達成（8割以上） | : 5人 |
| 概ね半分達成 | : 9人 |
| ほとんど達成せず（2割以下） | : 1人 |

5週間における目標達成状況は、次のとおり。

| | |
|----------------|------|
| 全て達成 | : 6人 |
| 概ね達成（8割以上） | : 5人 |
| 概ね半分達成 | : 8人 |
| ほとんど達成せず（2割以下） | : 1人 |

※ 目標達成状況は、「講習期間全体」及び「5週間」のそれぞれの期間で、ワークブック「考えてみよう 飲酒と健康・運転」のステップ6において設定した「飲酒に関する目標」が達成されている日数を計上して示している。

上記の結果（講習期間全体）をみると、「ほとんど達成せず（2割以下）」や「概ね半分達成」の者は20人中10人にのぼり、一見、ブリーフ・インターベンションの教育効果は低い傾向にあるように思われる。

しかし、前述のとおり、試行実施に使用したワークブックは、既にアルコール依存症に罹患している者に対しては、教育効果はほとんどないと言われているものであるため、教育効果を分析する際に

はこの点を考慮する必要がある。

目標の達成状況が「ほとんど達成せず（2割以下）」又は「概ね半分達成せず」であった者 10 人中 8 人が、AUDIT の結果が 15 点以上の高得点（アルコール依存症の疑い）となっており、アルコール依存症に罹患していると疑われる状況であったことを踏まえると、目標を達成できた者が少ないという結果が、直ちにブリーフ・インターベンションの有効性を否定することに繋がるものではないと考えられる。

(3) 実施時間

第 1 日目に実施したブリーフ・インターベンション①に費やした時間は、概ね 60 分程度（カリキュラム上：60 分）であるが、講師の力量や受講者の理解の程度により進行の速さが異なるため、慣れないうちは 60 分以上費やさなければならない場合もあった。

ブリーフ・インターベンション①の進行が速く、60 分以内に終了できることが見込まれたときは、受講者に自らの回答を発表させ、情報の共有化を図るとともに、ワークブックのおさらいを行った。

第 4 日目に実施したブリーフ・インターベンション②に費やした時間は、受講者一人あたり概ね 10 分であった（カリキュラム上：受講者全員で 50 分）ことから、50 分の講習時間で十分に時間は確保できるものであった。

第8節 AUDITの結果に基づく指導

1 目的

第1日目の講習で実施したAUDITの結果や第1日目の講習終了以降の飲酒量の変化を確認（ワークブック中の日記で確認）して、自らの飲酒状況を自覚させることで、今後の飲酒行動について指導を行う。

2 方法

AUDITの結果、15点以上であった者を中心に、自らの目標の達成状況を発表させるとともに、目標を達成できなかった者については、目標が達成できなかった理由を聴取し、どうすれば、今後目標が達成できるのかを受講者に考えさせる。

3 結果

講習項目「適性診断結果に基づく指導」と併せて実施したこともあり、指導に係る時間は講師によって様々であったが、受講者一人あたりの指導時間は、概ね5分程度であった。（カリキュラム上：「適性診断結果に基づく指導」と併せて受講者全員で120分）

第9節 ディスカッション

1 目的

過去に行った飲酒運転の経験を話すことを通じて、飲酒運転の危険性や悪質性等について問題意識を共有し、飲酒運転に対する規範意識の改善を図る。

2 方法

自らの飲酒運転の経験（飲酒運転をした状況、理由、警察に検挙されたときの状況）を発表させ、今後、同じような状況にあった場合、どのようにして飲酒運転を回避するのかなど、講師が飲酒運転に関するテーマを自由に設定して、ディスカッションを行った。

受講者の発表後、講師が講評を行った。



<ディスカッションの実施状況>

3 結果

各受講者にそれぞれの飲酒運転の経験を発表させたが、他の受講者が発表内容に対して自発的に意見を述べることは少なかったため、発表内容について、講師が他の受講者に対して意見を聴くなどした。

ディスカッションに費やした時間は、受講者一人当たり概ね10分であった（カリキュラム上：受講者全員で50分）。

ディスカッションにおける受講者及び講師の発言例

①【講師】

飲酒運転で捕まった当時、どういう状況であったか、体験談を話してください。

【受講者】

仕事で夜から朝方までお酒を飲んで、車に乗って帰宅しました。

②【講師】

お酒を飲むと分かっている、通勤に車を利用した理由は何ですか。

【受講者】

電車での移動が面倒だったからです。

③【講師】

警察の取締りにあったことや、免許の取消処分を受けて変わりましたか。

【受講者】

罰金を会社から借りたりして、みんなに迷惑をかけたので反省しています。また、運転免許が取り消されて車が運転できなくなったので、家族にも迷惑を掛けました。

今はお酒を飲む機会がありますが、酩酊するほどの飲酒は控えています。しかし、お酒を飲んだら、たとえ自転車であっても乗らないなど、今回の処分が飲酒運転に対する意識が変わりました。

④【講師】

今回の講習を受けて飲酒量は変わりましたか。

【受講者】

(発言例1)

講習の初めは、自分の飲み方は間違っていないと思っていましたが、2回目の講習から本日まで断酒しています。他の受講者の方の飲酒運転の体験について話を聞くことで、飲酒運転の危険性や悪質性について改めて考えるようになりました。

(発言例2)

私は、仕事上、お酒を飲む機会が多いため、今回の講習で飲酒量を減らすことができませんでした。ただ、仕事が休みの日はなるべく断酒日にするように気をつけました。

⑤【講師】

取消処分者講習を受け、何か意見はありますか。

【受講者】

飲酒運転の違反者にとって、飲酒運転に対する意識や自分の飲酒行動を見つめ直すことは重要であるので、このような取消処分者講習の機会を通じて反省する機会を与えてもらったと思っています。

第 10 節 試行実施した講習に関するアンケート

1 目的

新しい取消処分者講習を実施する上での時間的な負担、新しい取消処分者講習を導入することの適否、新たに取り入れるべき事項、効果的であった講習項目等について把握するため、受講者や講師から意見を聴取した。

2 方法

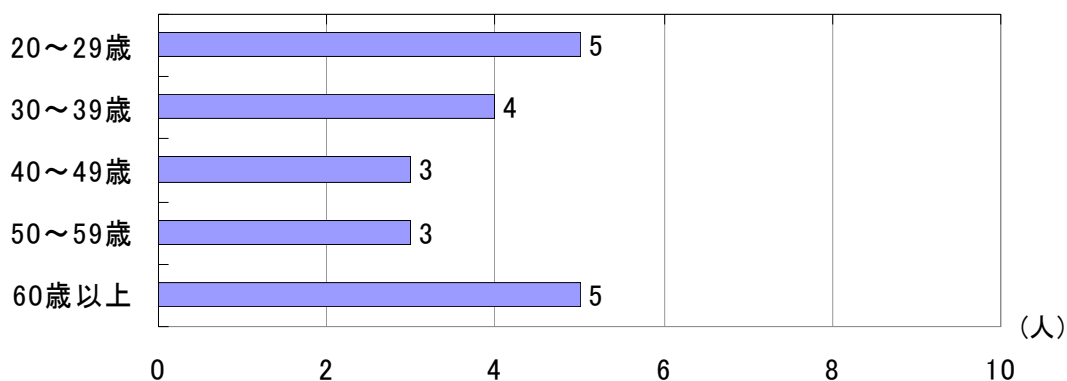
取消処分者講習終了直後、受講者に対してアンケート用紙（巻末資料参照）を配布し、受講者の任意の協力のもと、各質問項目に回答させることにより行った。また、講習終了後、講師に対してアンケート調査（無記名式）を配布し、試行実施した講習に関するアンケート調査を実施した。

3 結果

(1) 受講者に対するアンケート

ア 受講者の年齢・性別

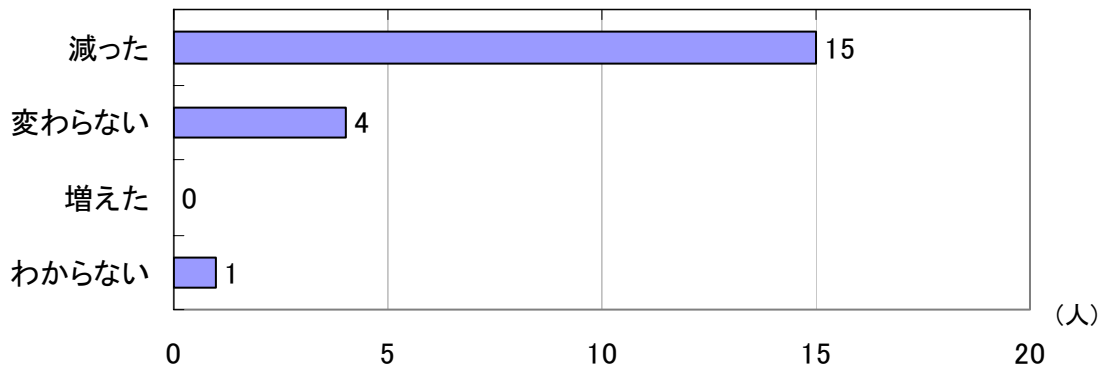
試行実施した講習の受講者 20 人のうち、男性は 19 人、女性は 1 人であった。年齢についてはグラフのとおり、幅広い年齢構成となっている。



<受講者の年齢>

イ 講習を受けている期間の飲酒量の変化

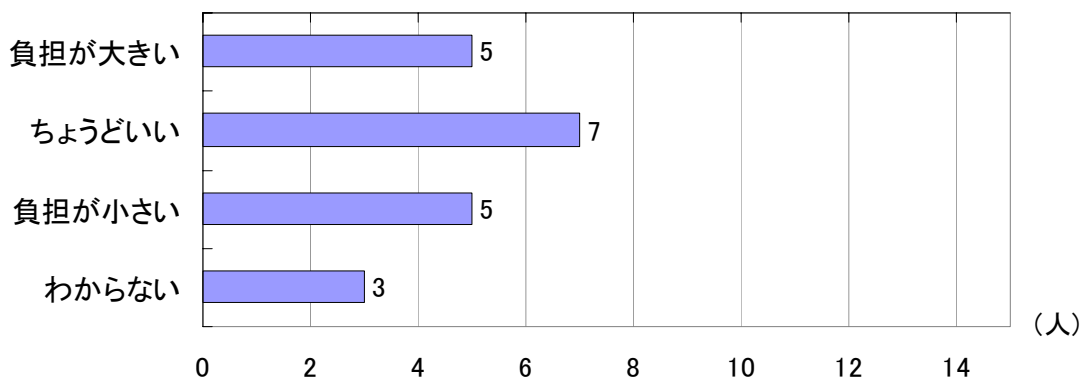
受講者 20 人中、15 人は「飲酒量が減った」と回答した。



<講習を受けている期間の飲酒量の変化>

ウ 講習の受講期間を、2日連続13時間から概ね6週間で4回にしたことに伴う受講に係る負担（時間的な負担）の程度

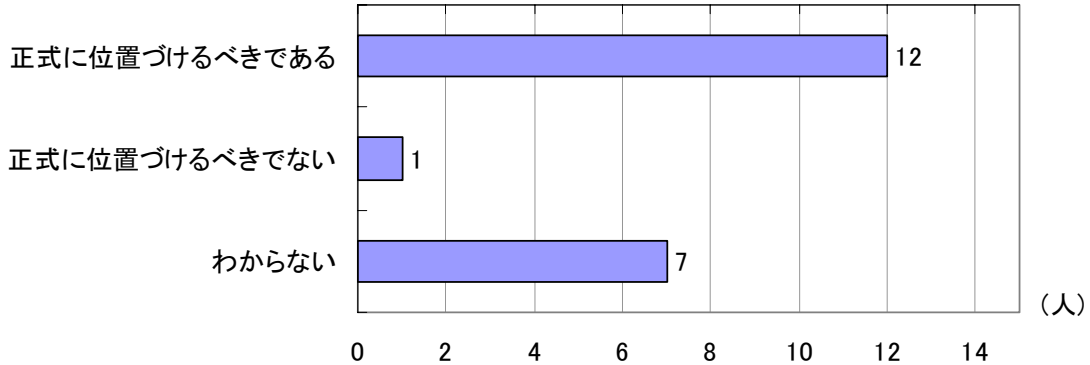
受講者 20 人のうち、「負担が大きい」が 5 人、「ちょうどいい」が 7 人、「負担が小さい」が 5 人であった。



<6週間で4回の講習の負担（時間的な負担）>

エ 試行実施した講習を正式に位置づけることに対する意見

「試行実施した講習を正式に位置づけるべき」が最も多く、受講者 20 人のうち、12 人であった。



＜試行実施した講習を正式に位置づけるべきか＞

オ 試行実施した講習に新たに取り入れるべきこと

受講者 20 人のうち、「取り入れるべきことがある」が 10 人、「取り入れるべきことはない」が 5 人であった。

新たに取り入れるべき内容としては、

「飲酒運転による事故例を挙げた講義」が 1 人

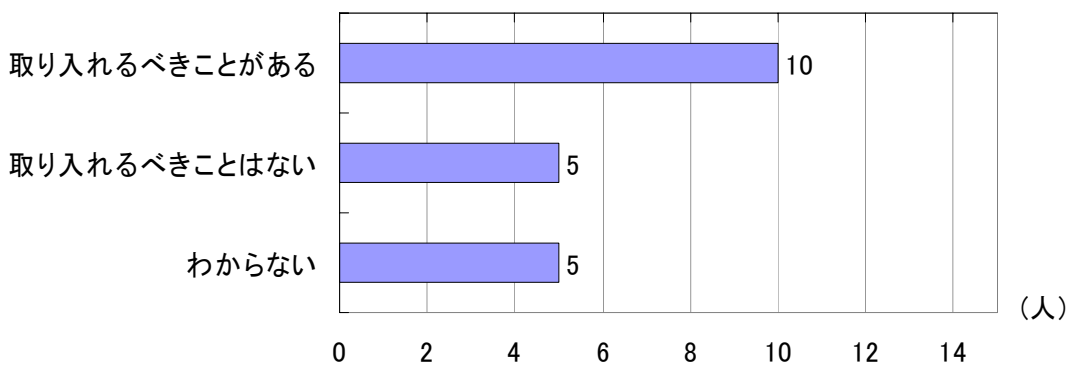
「本試験対策の内容」が 1 人

「飲酒運転による事故によって、悲しむ人がいることを分からせるような内容の講習ビデオの視聴」が 1 人

「飲酒させた状態で運転させ、どのくらい危険であるか自覚させる」が 1 人

「ディスカッションの時間を多くする」が 1 人

であった。(回答数は延べ人数)



＜試行実施した講習に新たに取り入れるべきこと＞

カ 試行実施した講習から外すべきこと

受講者 20 人のうち、「外すべきことはない」が最も多く 11 人であった。

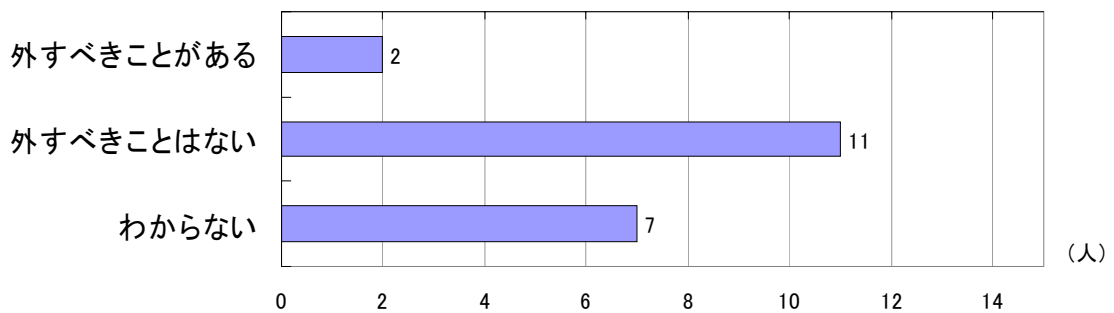
試行実施した講習から外すべきことの内容として、

「実車講習」が 1 人

「呼気検査」が 1 人

「運転適性検査」が 1 人

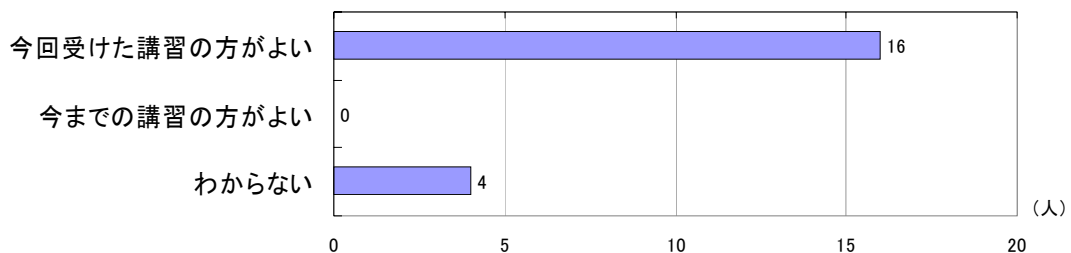
であった。(回答数は延べ人数)



<試行実施した講習から外すべきこと>

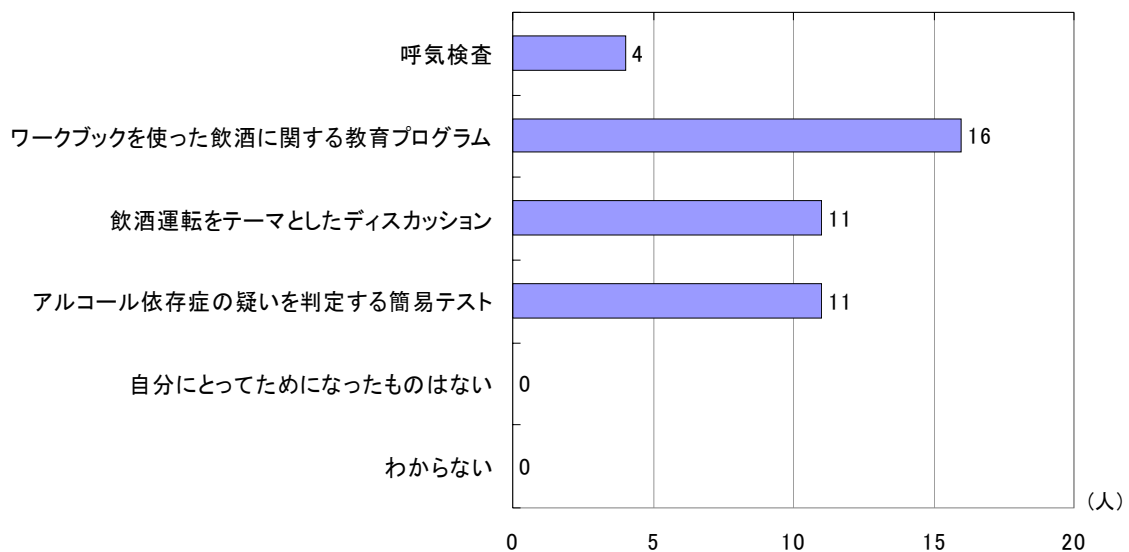
キ 現行の講習と試行実施した講習との比較

受講者 20 人のうち、「今回受けた講習の方がよい」が最も多く 16 人で、「今までの講習の方がよい」は 0 人であった。(事前に、現行の講習と試行実施した講習との相違点は受講者に説明している。)



<現行の講習と試行実施した講習との比較>

ク 試行実施した講習の講習項目のうち、効果的であった講習項目
 受講者 20 人のうち、最も多かったのは「ワークブックを使った
 飲酒に関する教育プログラム」が 16 人であった。また、「飲酒運
 転をテーマにしたディスカッション」と「アルコール依存症の疑
 いを判定する簡易テスト」が 11 人、「呼気検査」が 4 人であった。
 （回答数は延べ人数）



< 試行実施で効果的であった講習項目（回答数は延べ人数） >

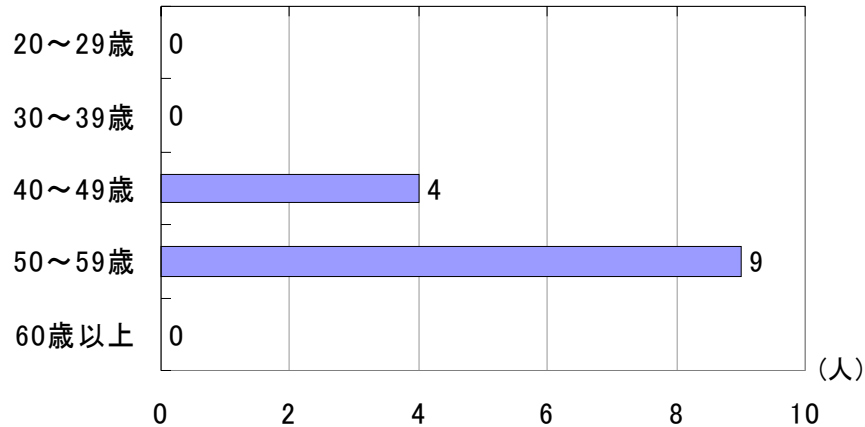
ケ その他、受講者からの意見（回答数は延べ人数）

- この講習で、飲酒運転に対する考え方はもとより、自己の生活改善にまで影響を与えた。（2人）
- 少人数で話し合うことができたため、いろいろ考えることができ、勉強になった。（1人）
- 現行の講習と比べると日数は増えるが、講習内容をよく理解できる。（2人）
- 1回の講習が午前だけで終わるのはよいが、講習の期間が6週間で4回にわたるのは負担である。（1人）
- 講習日の1日は危険なことを実際に体験する講習項目があった方がよい。（1人）

(2) 講師に対するアンケート

ア 講師の年齢・性別

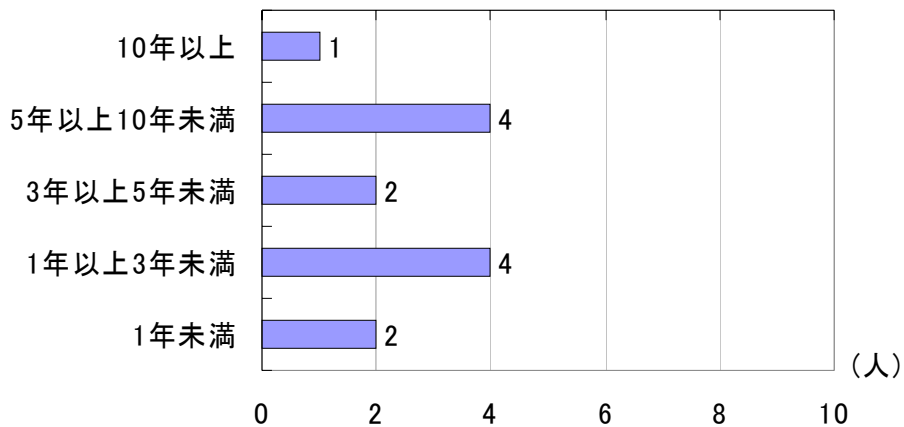
試行実施した講習の講師 13 人のうち、男性は 12 人、女性は 1 人であった。年齢についてはグラフのとおりである。



<講師の年齢>

イ 講師としての経験年数

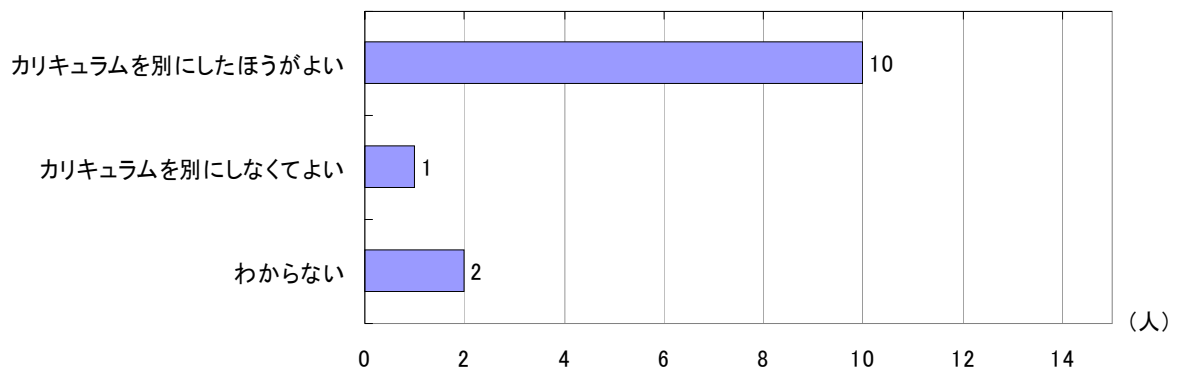
試行実施した講習において講師となった者の処分者講習の経験年数は、グラフのとおりである。



<講師としての経験年数>

ウ 飲酒運転の違反者に対する講習は、他の違反者に対する講習と別にすべきか

講師13人のうち、「カリキュラムを別にした方がよい」が10人、「カリキュラムを別にしないでよい」が1人であった。



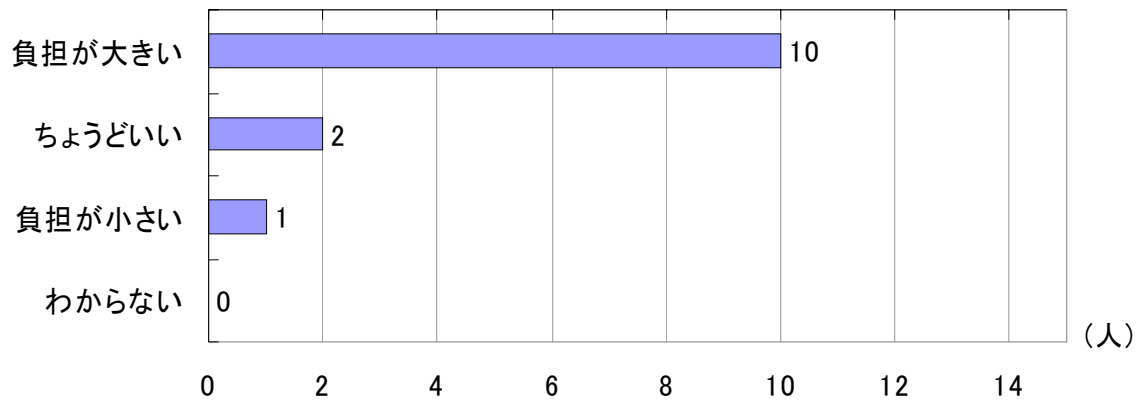
<飲酒運転の違反者に対する講習は他の違反者に対する講習と別にすべきか>

(カリキュラムを別にした方がよい理由)

- 飲酒運転違反者は飲酒運転軽視の傾向が強いから、飲酒運転の防止に重点を置いた内容に変えるべきである。(2人)
- 飲酒運転違反者に再犯者が多く、アルコール依存症の疑いがある者が多いということも聞いているので、カリキュラムを別にした方がよい。(1人)
- 講習時間が限られているため、講習のテーマを「飲酒運転の防止」に絞った方が講習効果を期待できる。(2人)
- 飲酒運転が原因で取消しになった者同士の方が情報や体験を共有でき、ディスカッションの活発化も期待できる。(1人)

エ 講習の実施期間を、2日連続13時間から概ね6週間で4回にしたことに伴う講習実施に係る負担（時間的な負担）の程度

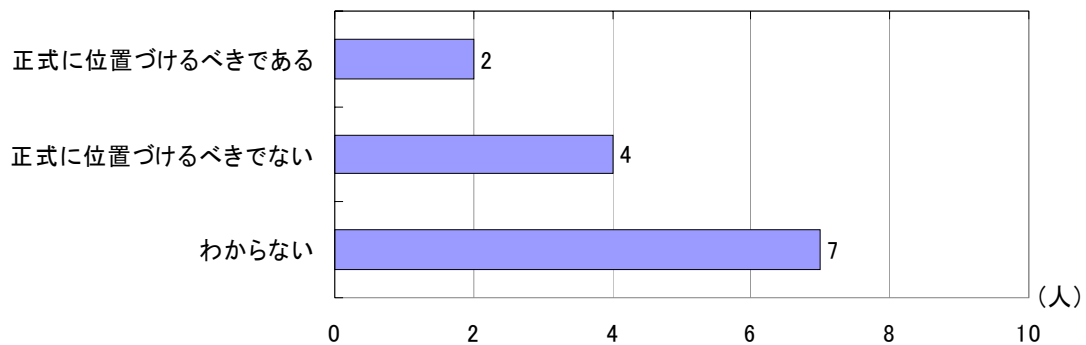
講師13人のうち、「負担が大きい」が最も多く10人であった。「ちょうどいい」が2人、「負担が小さい」が1人である。



<6週間で4回の講習の負担（時間的な負担）の程度>

オ 試行実施した講習を正式に位置づけるべきか

講師13人のうち、「正式に位置づけるべきである」が2人、「正式に位置づけるべきでない」が4人であった。



<試行実施した講習を正式に位置づけるべきか>

カ 試行実施した講習に新たに取り入れるべきこと

講師 13 人のうち、「取り入れるべきことがある」、「取り入れるべきことはない」が共に 5 人であった。

取り入れるべき内容としては、

「飲酒運転の防止を内容とするビデオ等の視聴覚授業」が 2 人

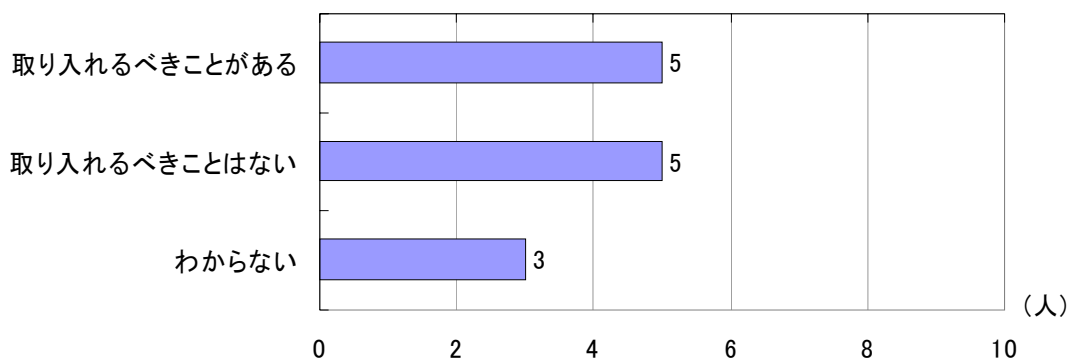
「飲酒運転による事故事例の研究」が 2 人

「シミュレーターの実施」が 1 人

「飲酒運転の罰則強化等に関する講義（単独で講習項目を設ける）」が 1 人

「ブリーフ・インターベンションを 3 日目にも追加的に実施」が 1 人

であった。（回答数は延べ人数）



<試行実施した講習に新たに取り入れるべきこと>

キ 試行実施した講習から外すべきこと

講師 13 人のうち、「外すべきことがある」が最も多く 8 人であった。「外すべきことはない」は 2 人であった。

講習から外すべき内容としては、

「呼気検査」が 2 人

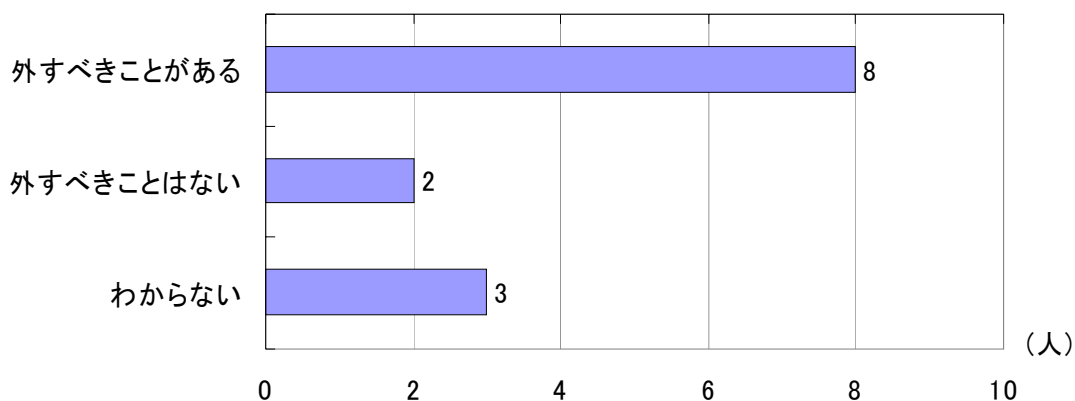
「飲酒運転による事故事例の研究」が 1 人

「アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト」が 2 人

「ブリーフ・インターベーション」が 2 人

「実車講習」が 1 人

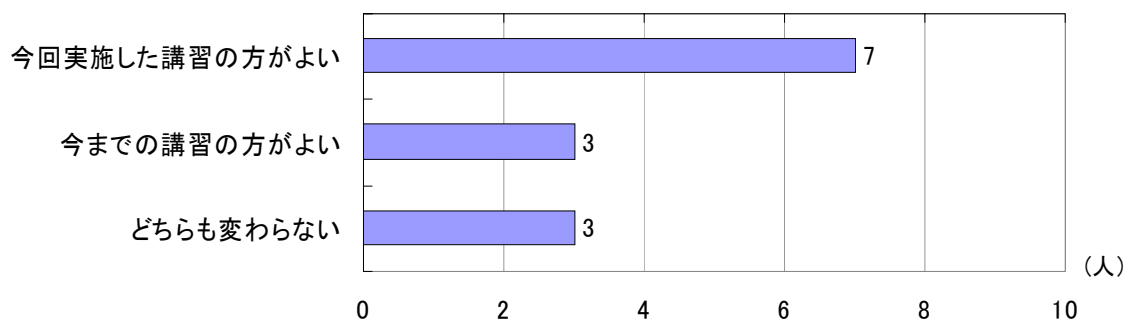
であった。



<試行実施した講習から外すべきこと>

ク 現行の講習と試行実施した講習との比較

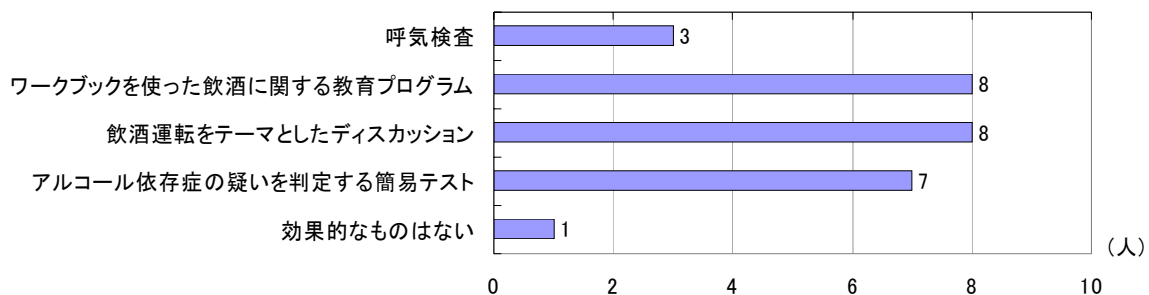
講師 13 人のうち、「今回実施した講習の方がよい」が 7 人、「今までの講習の方がよい」が 3 人であった。



<現行の講習と試行実施した講習との比較>

ケ 試行実施した講習の講習項目のうち、効果的であった講習項目

試行実施した講習の講習項目のうち、効果的であった講習項目は「呼気検査」が3人、「ワークブックを使った飲酒に関する教育プログラム」が8人、「飲酒運転をテーマとしたディスカッション」が8人、「アルコール依存症の疑いを判定する簡易テスト」が7人、「効果的なものはない」が1人であった。（回答数は延べ人数）



<試行実施で効果的であった講習項目（回答数は延べ人数）>

コ その他、講師からの意見（回答数は延べ人数）

- ブリーフ・インターベンションは専門家が行うべきである。
（2人）
- アルコール使用障害に関するスクリーニングテストは専門家が行うべきである。
（1人）
- 各回の講習の間隔が空いているため、前回の講習内容を忘れており、講習効果が上がらない。（2人）
- 現行の取消処分者講習を受けさせた上で、さらに飲酒運転により取消処分を受けた者については、専門家が行う長期間にわたる講習を受けさせるべきである。（1人）
- ワークブックの内容を確認する時間を確保するため、4日目のブリーフ・インターベンション②の時間を実車講習の後にするべきである。（1人）
- 「性格と運転の概説」の講習は、「適性診断結果による指導・助言」の講習項目の前にして連続して実施した方が良い。
（2人）

- 技能診断（実車講習）の時間が短く、講習効果が上がらない。
（2人）
- 事故のビデオ聴講を取り入れ、受講者に視覚から飲酒運転の恐ろしさを訴えた方が良い。（1人）
- 時間・日程的な負担及び講習効果の観点から、カリキュラムについて更なる検討・改善が必要だと思う。（5人）

第3章 効果測定

第1節 目的

試行実施した新しい取消処分者講習の受講者における、講習終了後1ヶ月の時点での飲酒運転に対する意識の変化を確認することで、講習効果を測定する。

第2節 方法

試行実施した新しい取消処分者講習の受講者20人に対して、講習終了後概ね1ヶ月後に、飲酒運転に対する意識の変化に関するアンケート用紙を郵送して、任意の協力のもと、アンケートの質問項目に回答させることにより行った。その際、講習効果を比較するため、現行の取消処分者講習の受講者（ただし、飲酒運転により取消処分を受けた者に限る）16人（※）に対してもほぼ同様のアンケート調査を行った。

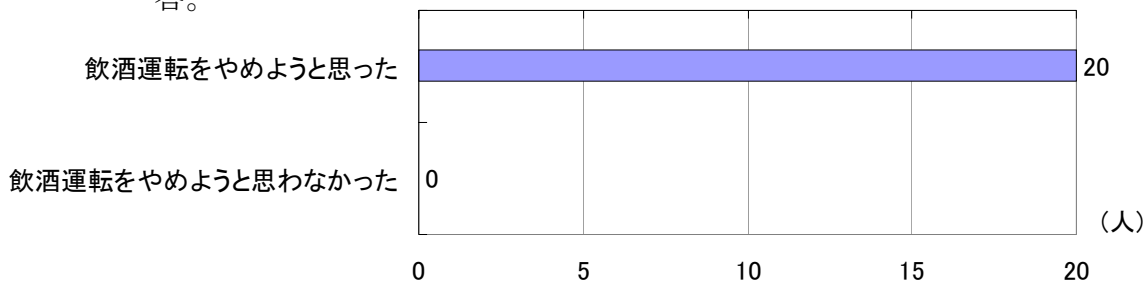
（※）効果測定アンケート調査（現行の講習受講者に対するもの）の協力依頼は20人に対して行ったが、アンケート調査用紙の送付後、このうち4人から協力辞退の申出があったため、16人からアンケート調査の回答を得た。

第3節 結果

1 試行実施した新しい取消処分者講習の受講者に対する効果測定

ア 講習終了後、飲酒運転をやめようと思ったか否か

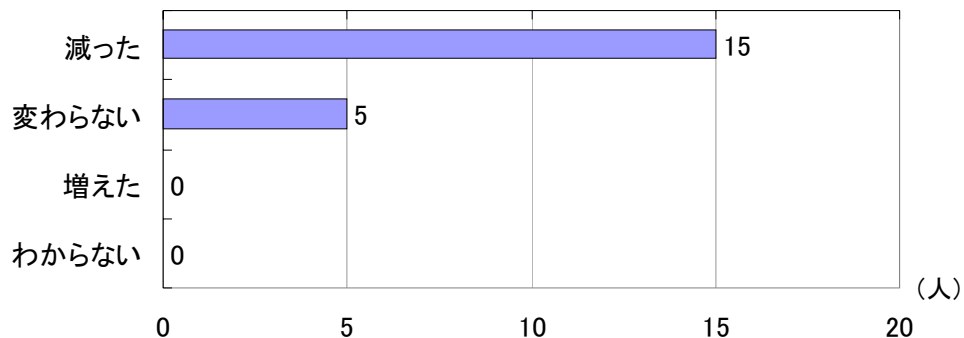
受講者20人のうち、全員が「飲酒運転をやめようと思った」と回答。



<講習終了後、飲酒運転をやめようと思ったか否か>

イ 講習終了後1ヶ月間における飲酒量の変化

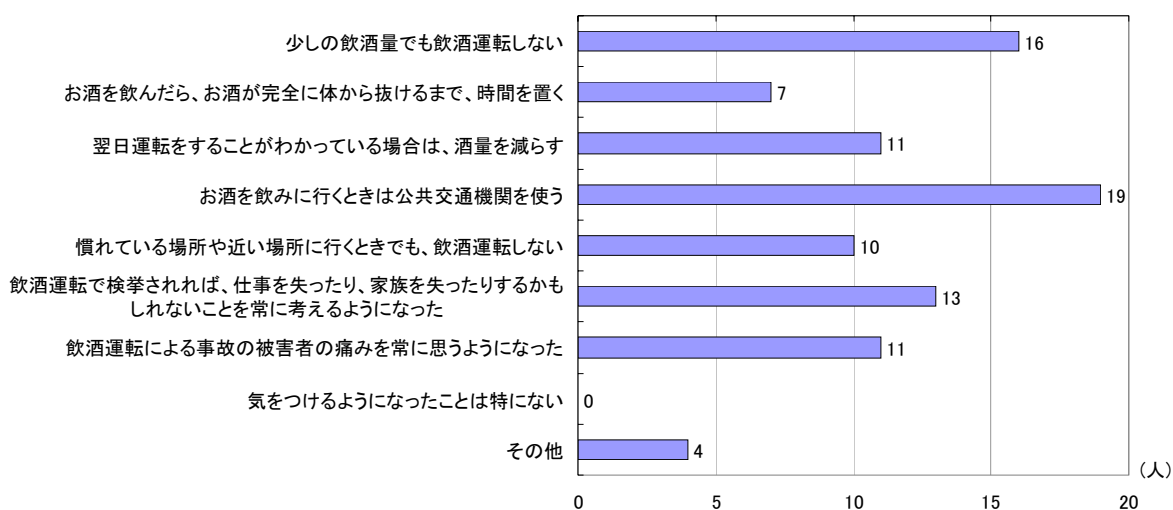
受講者20人のうち、「減った」が15人、「変わらない」が5人であった。



<講習終了後の飲酒量の変化>

ウ 講習終了後、飲酒運転を行わないために気を付けるようになったこと

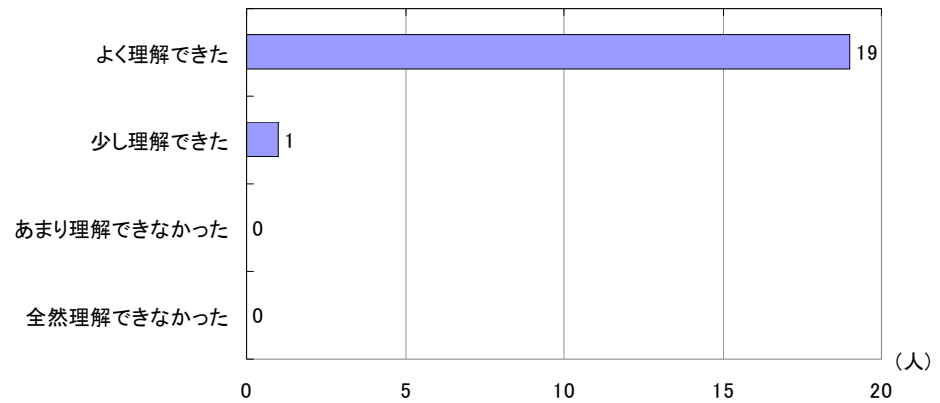
講習終了後、「飲酒運転を行わないために気を付けるようになったこと」の内容について、「お酒を飲みに行くときは公共交通機関を使う」が最も多く19人で、「少しの飲酒量でも飲酒運転しない」が16人、「飲酒運転で検挙されれば仕事を失ったり、家族を失ったりするかもしれないことを常に考えるようになった」が13人と続いている。(回答数は延べ人数)



<飲酒運転を行わないために気を付けるようになったこと (回答数は延べ人数) >

エ 飲酒運転の危険性に対する理解の程度

受講者 20 人中、「よく理解できた」が 19 人とほぼ全員が回答している。

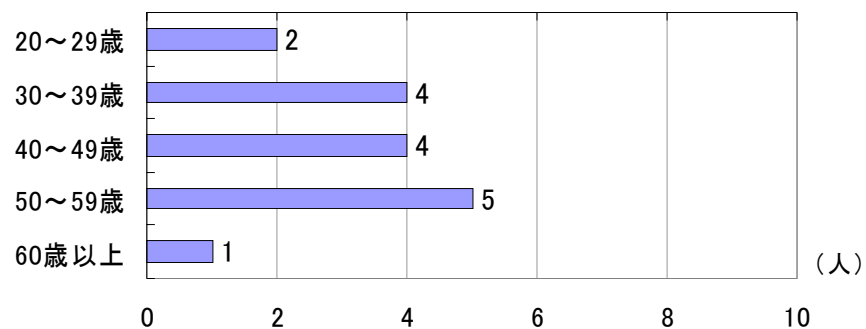


<飲酒運転の危険性について理解できたか>

2 現行の取消処分者講習の受講者に対する効果測定

ア 受講者の年齢・性別

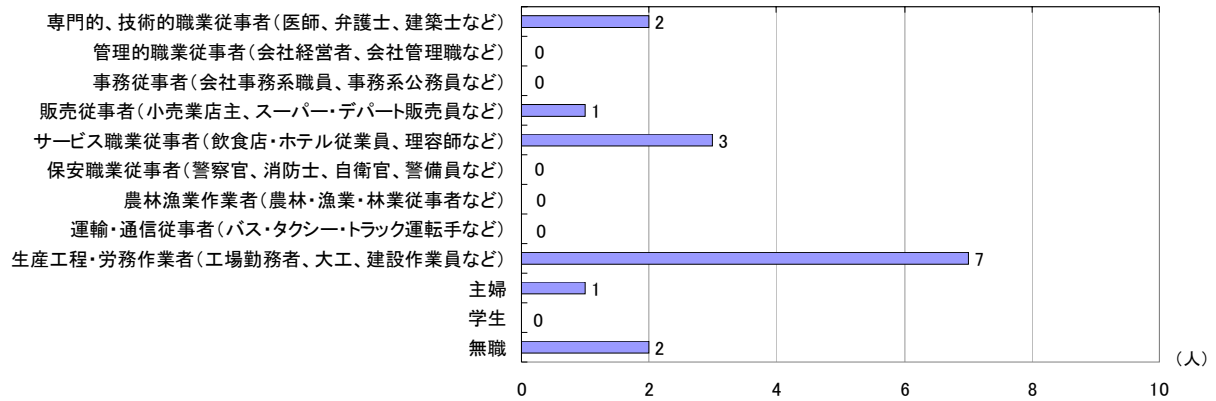
効果測定のために協力を得られた受講者 16 名のうち、男性は 15 人、女性は 1 人であった。年齢についてはグラフのとおりである。



<受講者の年齢>

イ 受講者の職業

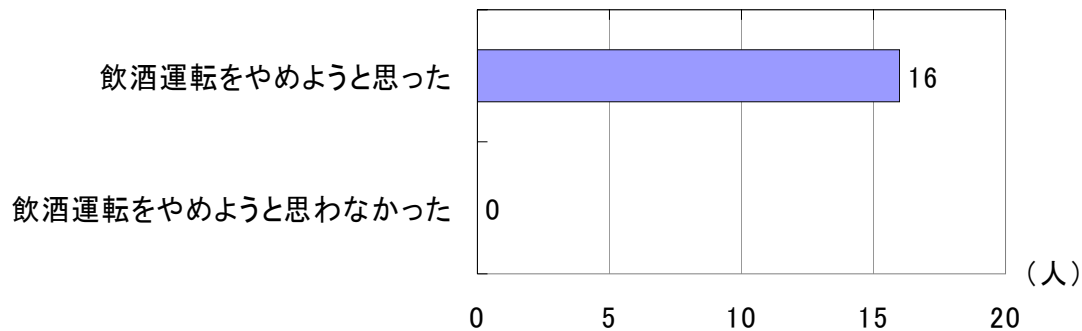
受講者 16 人のうち、生産工程・労務作業（工場勤務者、大工、建設作業員など）が最も多く 7 人であった。



<受講者の職業>

ウ 講習終了後、飲酒運転をやめようと思ったか否か

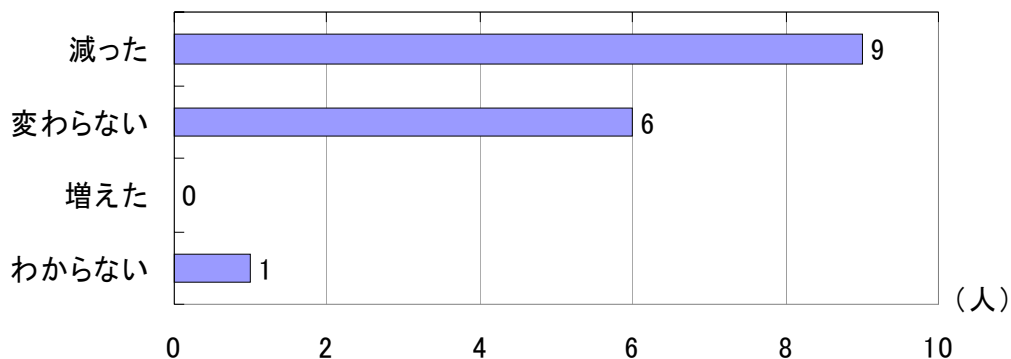
受講者 16 人中、16 人全員が「飲酒運転をやめようと思った」と回答。



<講習終了後、飲酒運転をやめようと思ったか>

エ 講習終了後 1 ヶ月間における飲酒量の変化

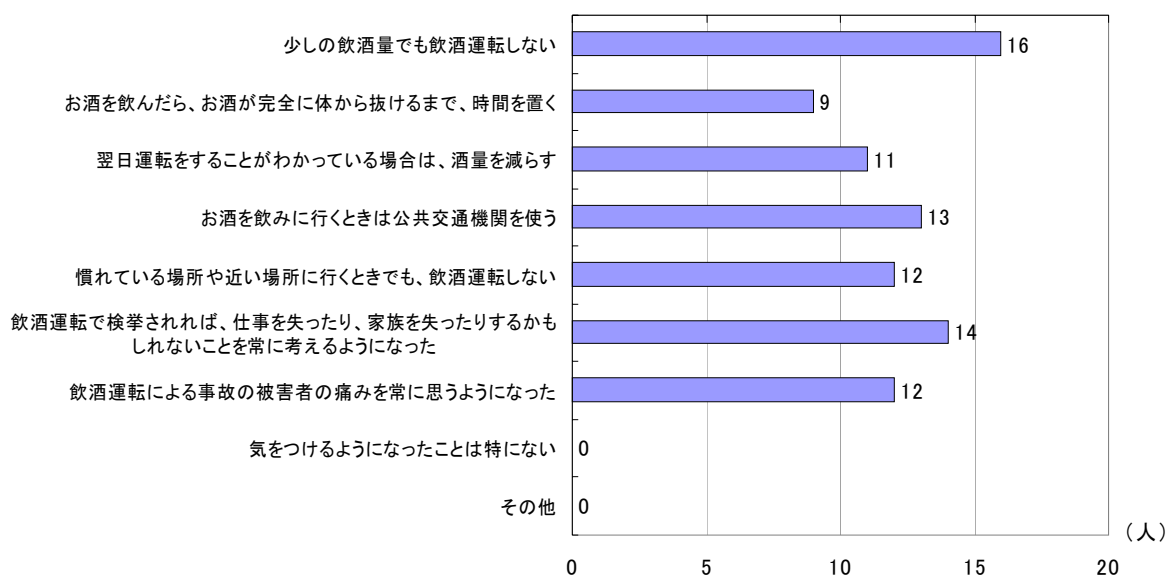
受講者 16 人のうち、「減った」が 9 人、「変わらない」が 6 人であった。



<飲酒量の変化>

オ 講習終了後、飲酒運転を行わないために気を付けるようになったこと

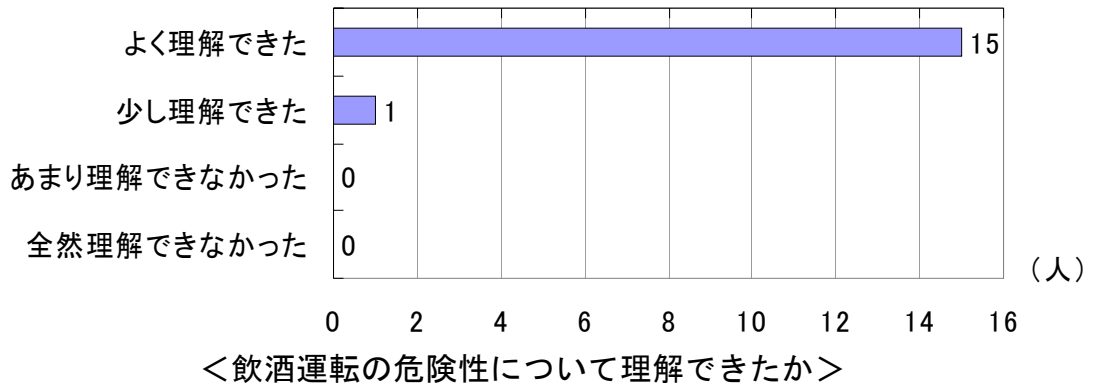
「少しの飲酒量でも飲酒運転しない」は 16 人中 16 人全員が回答している。続いて「飲酒運転で検挙されれば、仕事を失ったり、家族を失ったりするかもしれないことを常に考えるようになった」が 14 人、「お酒を飲みに行くときは公共交通機関を使う」が 13 人である。（回答数は延べ人数）



<飲酒運転を行わないために気を付けるようになったこと（回答数は延べ人数）>

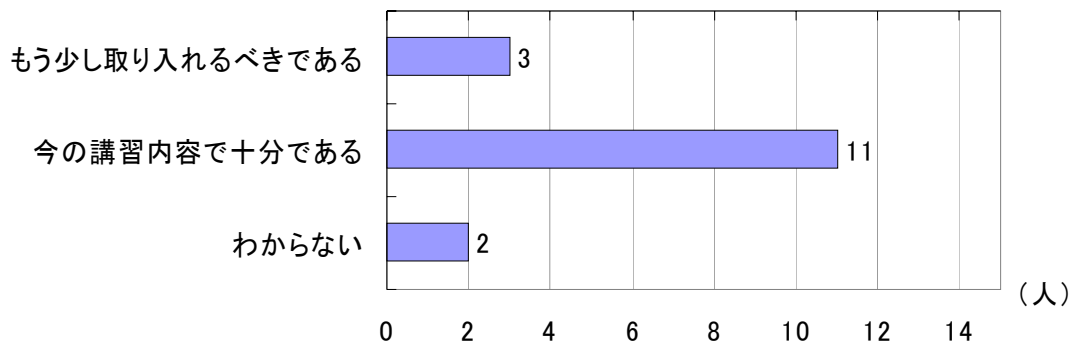
カ 飲酒運転の危険性に対する理解の程度

受講者 16 人のうち、「よく理解できた」が 15 人で、「少し理解できた」が 1 人であった。



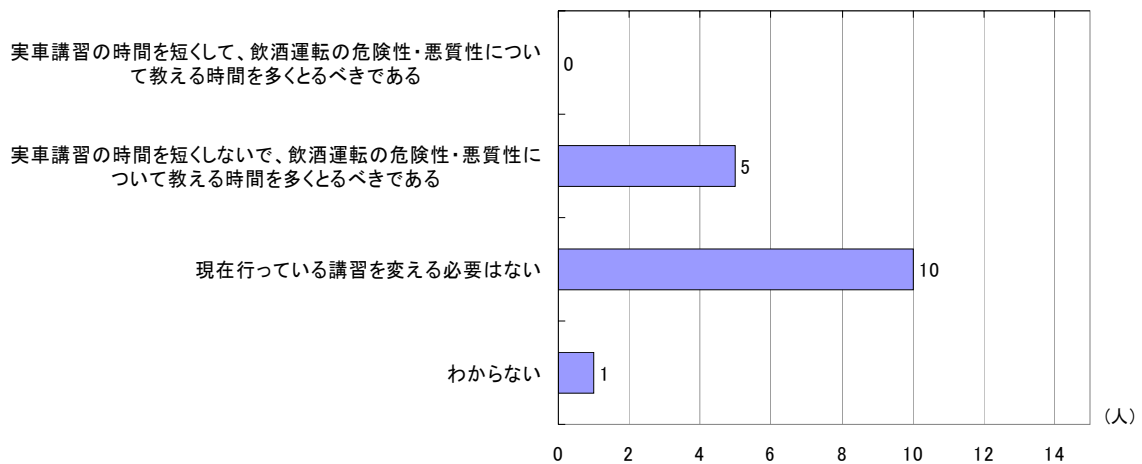
キ 飲酒運転の違反者に対しては、現行の講習項目に加えて、もっと飲酒運転の再犯防止のための講習項目を取り入れるべきか

受講者 16 人のうち、「今の講習内容で十分である」が 11 人、「もう少し取り入れるべきである」が 3 人であった。



ク 飲酒運転の違反者に対しては、実車講習の時間を短くして、飲酒運転の危険性、悪質性について教える時間を増やすべきか

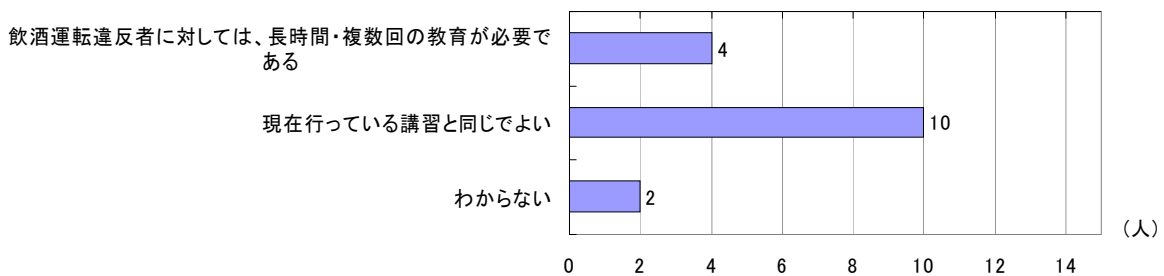
受講者 16 人のうち、「現在行っている講習を変える必要はない」が 10 人、「実車講習の時間を短くしないで、飲酒運転の危険性・悪質性について教える時間を多くとるべきである」が 5 人であった。



<飲酒運転違反者に対しては、実車講習の時間を短くして、飲酒運転の危険性、悪質性について教える時間を増やすべきか>

ケ 飲酒運転違反者に対しては、長期間・複数回の講習を行うべきか

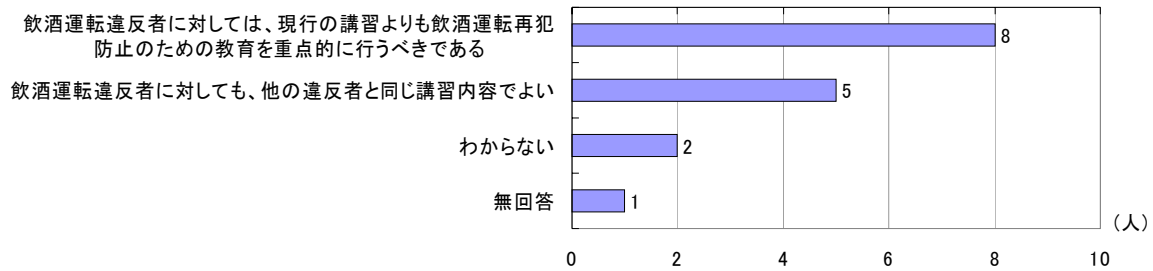
受講者 16 人のうち、「現行行っている講習と同じでよい」が 10 人、「飲酒運転違反者に対しては、長時間・複数回の教育が必要である」が 4 人であった。



<飲酒運転違反者に対して長期間・複数回の講習を行うべきか>

コ 飲酒運転の違反者に対しては、飲酒運転の再犯防止のための教育を重点的に行うべきか

受講者 16 人のうち、「飲酒運転違反者に対しては、現行の講習よりも飲酒運転再犯防止のための教育を重点的に行うべきである」が 8 人、「飲酒運転違反者に対しても、他の違反者と同じ講習内容でよい」が 5 人であった。



<飲酒運転違反者に対しては、飲酒運転の再犯防止のための教育を重点的に行うべきか>

第 4 節 比較検討

講習終了後 1 ヶ月における飲酒量の変化を比較すると、試行実施した講習の受講者 20 名中 15 人が「飲酒量が減った」と回答しているのに対して、現行の講習の受講者 16 名においては、「飲酒量が減った」と回答した者は 9 人とどまることから、飲酒量の減少という点においては、試行実施した講習の受講者の方が、講習効果があったとみることができる。

一方、「講習終了後、飲酒運転をやめようと思ったか」、「飲酒運転の危険性を理解できたか」という質問に対しては、試行実施した講習の受講者も現行の講習の受講者もほとんどの者が、「飲酒運転をやめようと思った」、「危険性についてよく理解できた」と回答しており、有意な差はみられなかった。

第4章 本調査研究のまとめ

第1節 試行実施結果のまとめ

1 試行実施した講習に対する積極意見

(1) 受講者の意見

- 新しい取消処分者講習の受講者 20 人のうち 15 人が、飲酒量が減少したと回答。
- 今回の講習を正式に位置づけるべきである。(20 人中、12 人が回答)
- 現行の講習と比べると、試行実施した講習のほうがよい。(20 人中、16 人が回答)
- 効果的であった講習項目 (受講者 20 人が複数回答)
(ブリーフ・インターベンション : 16 人、
ディスカッション : 11 人、
アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト : 11 人)
- 現行の講習と比べると日数は増えるが、講習内容を理解できる。
(20 人中、16 人が回答)

(2) 講師の意見

- 講師 13 人中 10 人は、飲酒運転違反者に対する講習は他の講習とカリキュラムを別にしたほうがよいと回答。
- 現行の講習よりも、今回実施した講習のほうがよい。(13 人中、7 人が回答)
- 講習時間が限られているため、講習のテーマを「飲酒運転の防止」に絞った方が講習効果を期待できる。(13 人中、2 人が回答)
- 効果的であった講習項目 (講師 13 人が複数回答)
(ブリーフ・インターベンション : 8 人、
ディスカッション 8 人、
アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト : 7 人)

2 試行実施した講習に対する消極意見

(1) 受講者の意見

- 6週間で4回の講習に対する時間的な負担について、20人中、5人が負担を感じている。

(2) 講師の意見

- ブリーフ・インターベンションやアルコール使用障害に関するスクリーニングテストは専門家が行うべきである。(13人中、3人が回答)
- 各講習の間隔が空いているため、前回の講習内容を忘れている。(13人中、2人が回答)
- 技能診断(実車講習)の時間が短く、講習効果が上がらない。(13人中、2人が回答)

(3) 現行の受講者の意見

- 飲酒運転違反者に対して、飲酒運転の再犯防止のための講習項目をもっと取り入れることについては、「今の講習内容で十分である」と答えた者が、16人中10人。

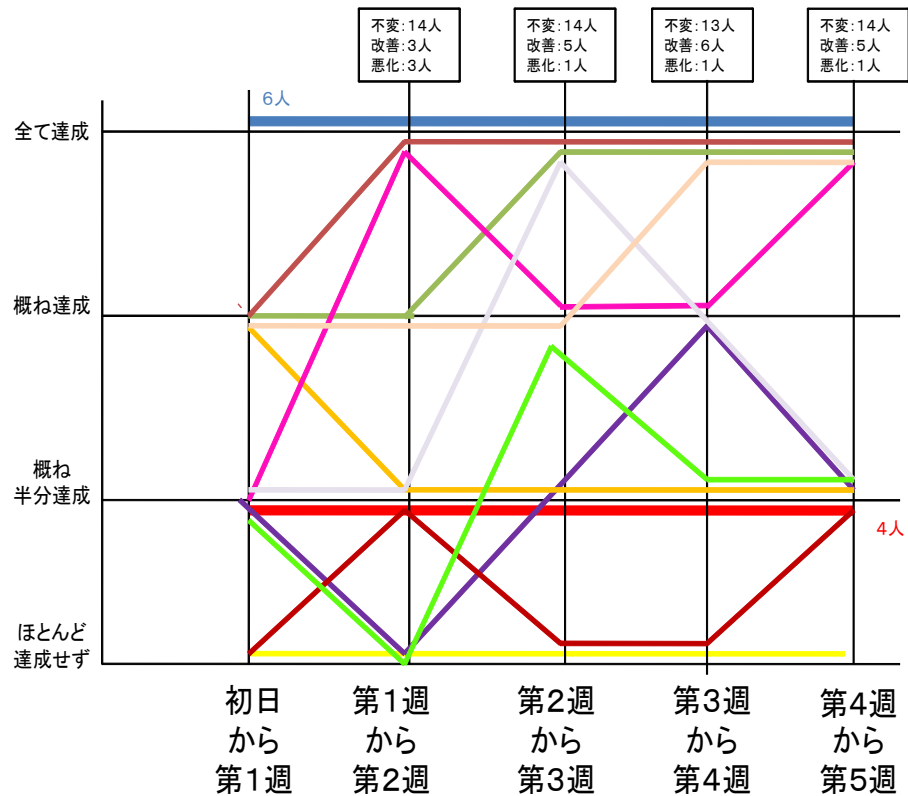
3 試行実施結果の分析

- 講習項目は、アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション、ディスカッションは効果的であると答えた者が多かったが、その一方で、ブリーフ・インターベンションにおける目標達成状況が悪く（講習期間全体※における目標達成状況は、「全て達成」が5人、「概ね達成（8割以上）」が5人、「概ね半分達成」が9人、「ほとんど達成せず（2割以下）」が1人）、ブリーフ・インターベンションの有効性については慎重に評価する必要がある。

また、時間経過に伴う目標達成状況の推移を検証するために、講習開始後1週間ごとの目標達成状況（下のグラフ参照）をみると、初日から最終日まで、目標の達成を継続している者はわずか6人にとどまったことから、ブリーフ・インターベンションの期間についても更なる検討が必要である。

※ 講習開始後5週間における目標達成状況は、「全て達成」が6人、「概ね達成（8割以上）」が5人、「概ね半分達成」が8人、「ほとんど達成せず（2割以下）」が1人となっている。

1週間ごとの目標達成状況の推移



<1週間ごとの目標達成状況の推移>

※ このグラフは、1週間ごとの目標達成状況について、ワークブック「考えてみよう 飲酒と健康・運転」のステップ6において設定した「飲酒に関する目標」が達成されている日数を計上して示している。例えば、「初日から第1週」の7日間において、目標を達成した日が6日であれば「概ね達成」となり、「第1週から第2週」の7日間において、目標を達成した日が7日間であれば「全て達成」となる。

1週間ごとの目標達成状況と AUDIT の点数の関係

| AUDIT 点数 | 初日～第1週 | 第1週～第2週 | 第2週～第3週 | 第3週～第4週 | 第4週～第5週 |
|----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 27 | D | D | D | D | D |
| 25 | C | C | A | B | C |
| 25 | B | B | A | A | A |
| 23 | C | C | C | C | C |
| 22 | B | A | A | A | A |
| 21 | B | C | C | C | C |
| 21 | C | C | C | C | C |
| 21 | C | C | C | C | C |
| 20 | C | D | B | C | C |
| 18 | A | A | A | A | A |
| 17 | C | D | C | B | C |
| 16 | C | A | B | B | A |
| 15 | A | A | A | A | A |
| 13 | D | C | D | D | C |
| 11 | B | B | B | A | A |
| 9 | A | A | A | A | A |
| 9 | C | C | C | C | C |
| 8 | A | A | A | A | A |
| 3 | A | A | A | A | A |
| 2 | A | A | A | A | A |

(凡例) A : 全て達成 B : 概ね達成 (8割以上)
 C : 概ね半分達成 D : ほとんど達成せず (2割以下)

- 呼気検査は、他の講習項目と比較すると、効果的であったと回答した者は多くなかったが、講習日の前日の飲酒量が少なくなった者もあり、一定の効果が認められた。
- 6週間に4回の講習は、講習日程の管理や各回の講習準備のため、講師の負担を増加させることから、過度な負担を生じないように、受講対象者の選定、講習の回数、講習期間を検討する必要がある。

第2節 本調査研究委員会による提言

1 新しい取消処分者講習の在り方

試行実施した新しい取消処分者講習について、講師にアンケート調査を行った結果、時間的な負担が大きいという意見が多かった。

このため、飲酒運転の違反者に対する取消処分者講習の改善に当たっては、講習の対象者の範囲や実施態勢等を含めて、実施方法を検討する必要がある。また、飲酒運転を理由とした取消処分者講習の受講者数、講師の数、指定講習機関の数等は、都道府県警察によって大きく異なっている。

そこで、次の4種類の講習パターンを想定し、それぞれのメリット・デメリットを検討した。

○ 第1案

2日連続13時間（現行と同じ）で講習を実施する。

講習内容の具体例は、ブリーフ・インターベンション（飲酒状況に関する日記の部分を除く。）、AUDIT及びディスカッションを行う。

呼吸検査は第1日目及び第2日目の講習冒頭に行う。

【メリット】

- ・ 受講者の負担（講習実施場所への往復にかかる時間的負担や交通費等の経済的負担。以下同じ。）は現行と同じである。
- ・ 連続2日間で講習が終了することから、受講者の管理が容易である。

【デメリット】

- ・ 連続2日間で講習が終了することから、ブリーフ・インターベンションにおいて、飲酒状況の記録に基づく継続的な教育を行うことができない。

○ 第2案

2日連続12時間の講習を実施（第1日目、第2日目それぞれで6時間の講習を実施）した後、第2日目の講習実施日の概ね4週間後に、第3日目の講習を1時間実施する。

講習内容の具体例は、第1日目にブリーフ・インターベンション①及びAUDITを実施し、第2日目にディスカッションを実施する。ブリーフ・インターベンションで使用するワークブックの飲酒状況に関する日記は、第2日目の講習日から概ね4週間分を記録させ、第3日目にブリーフ・インターベンション②で記録に基づいた指導を行う。

呼気検査は第1日目、第2日目及び第3日目の講習冒頭に行う。

【メリット】

- ・ 第2日目と第3日目の講習の間は、飲酒状況の記録を行うことができるため、記録に基づいた指導を行うことができる。
- ・ 第3日目の講習終了後に運転免許試験を受験できるように措置すれば、受講者の負担は比較的少ない。

【デメリット】

- ・ 第1案の講習パターンと比べると、受講者の負担が増加する。（ただし、第3日目が1時間で終了するため、第3日目の講習終了後（例えば、第3日目の講習当日の午後）に運転免許試験を受験できるようにすると、受講者の負担は、第1案の講習パターンとほとんど同じとなる。）
- ・ 飲酒状況の記録に基づく指導が1回のみであり、第4案の講習パターンと比べると、継続的な教育ができない。

○ 第3案

2日不連続13時間で講習を実施する。

(例：第1日目で講習を実施した後、概ね4週間後に第2日目を実施する。)

講習内容の具体例は、第1日目にブリーフ・インターベンション①及びAUDITを実施し、第2日目にブリーフ・インターベンション②を実施する(ブリーフ・インターベンションで使用するワークブックの飲酒状況に関する日記の記載は、概ね4週間分記録させる。)

呼気検査は第1日目及び第2日目の講習冒頭に行い、ディスカッションは第1日目又は第2日目のいずれかで行う。

【メリット】

- ・ 第1日目と第2日目の講習の間は、飲酒状況の記録を行うことができるため、記録に基づいた指導を行うことができる。

【デメリット】

- ・ 第1案の講習パターンと比べると、受講者の負担が増加する。
- ・ 飲酒状況の記録に基づく指導が1回のみであり、第4案の講習パターンと比べると、継続的な教育ができない。

○ 第4案

4日不連続13時間(本調査研究で試行実施した取消処分者講習と同じ)で講習を実施する。講習内容も、試行実施した講習と同じ。

【メリット】

- ・ 6週間にわたり、受講者に飲酒状況の記録を行わせることができ、また、各回の講習において受講者の飲酒状況を確認することができるため、継続的な教育を行うことができる。
- ・ 1回の講習時間が3～4時間程度であることから、1回の講習の受講による疲労は、①、②、③案と比較して少ない。

【デメリット】

- ・ 島嶼部や山間部等、講習実施場所から離れている場所に居住している受講者の負担（講習実施場所への往復にかかる時間的負担や交通費等の経済的負担）が増加し、このような受講者にとって過度な負担となる。

2 今後の課題

(1) 飲酒運転の常習性(再犯性)に鑑みた講習パターンの決定

飲酒運転の違反歴は、警察庁の運転者管理ファイルにおいて管理されているが、その保存期間は原則として6年間である。

警察庁が平成21年に行った飲酒運転の再犯率調査※によると、飲酒運転の再犯率は約8.2%となっており、これは交通切符対象となる速度超過（約7.1%）よりは高い再犯傾向となっている。

20年度調査研究では、アンケート調査の結果、飲酒運転再犯者のうち過去に5回以上飲酒運転（警察の取締りを受けていない違反を含む。）したことがあると答えた者は44.1%（20年度調査研究報告書54ページ参照）にのぼり、飲酒運転再犯者における飲酒運転の常習性がみられ、今後の取消処分者講習においては、飲酒運転の再犯者と飲酒運転の初犯者に区分して、第2節で示した講習パターンを適用することも考えられる。

※ 警察庁運転者管理ファイルに保存されているデータを使用し、平成16年上半期に交通違反を起こした者のうち、違反日の翌日以降5年間に再び交通違反を行ったものを調査した。

今回の調査研究は、常習飲酒運転者に対する実現可能な講習カリキュラムの策定を目的とするものであり、モデルカリキュラムを策定して検証を行った結果、4つの講習パターンを示すことができたものである。

しかしながら、それぞれの講習パターンにおける受講後の飲酒運転の再犯率等については、時間的な問題もあり考慮されていないため、今後、この点について更なる検証を行うことが望ましいと考えられる。

(2) 講習実施態勢の強化

平成 21 年 6 月 1 日から飲酒運転の基礎点数の引き上げが行われたことにより、今後、飲酒運転を行って取消処分を受ける者の数が増加することが見込まれる。

具体的にいうと、改正前と異なり、酒気帯び運転（0.25 以上）の違反者^{※1}は、前歴や累積点数の有無にかかわらず、取消処分を受けることとなり、また、酒気帯び運転（0.25 未満）の違反者^{※2}であっても、違反時に事故を伴うなどしていれば取消処分を受けることとなり、この結果、飲酒運転を理由として取消処分を受ける者の数が多くなる。

※1：平成 20 年中の酒気帯び運転（0.25 以上）の違反件数 26,531 件
平成 21 年中の酒気帯び運転（0.25 以上）の違反件数 22,756 件
※2：平成 20 年中の酒気帯び運転（0.25 未満）の違反件数 22,736 件
平成 21 年中の酒気帯び運転（0.25 未満）の違反件数 18,091 件

したがって、取消処分者講習受講者も増加することが見込まれるので、各都道府県公安委員会及び指定講習機関（一部の指定自動車教習所）の講師の数や講習実施回数を増加させる必要があり、講習の改善の態様によっては、これに加え、更に講習実施態勢を強化する必要が生じることとなる。

また、新たな講習項目（ブリーフ・インターベンション、AUDIT、ディスカッション、呼気検査）を導入するに当たっては、事前に説明会・研修会を開催して、講習担当者による模擬講習の機会を設けるなど、十分な教育を行うことが必要となる。

(3) アルコール依存症の疑いがある者に対する措置

今回の試行実施の結果、ブリーフ・インターベンションは、アルコール依存症に罹患している疑いがある者に対して、十分な効果がみられなかった。

これらの者への対応は極めて重要な問題であるが、本来は医師による診断・治療が行われることが望ましいため、例えば、講習の結果をもとにして医師の診断につなげる方策など、運転免許行政上、取り得る手段について更に検討していく必要がある。